

# 平成29年 6 月 森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成29年6月27日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成29年6月27日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	岡戸章夫	2番議員	加藤久幸
3番議員	中根信一郎	4番議員	岡野豊
5番議員	伊藤和子	6番議員	小澤哲夫
7番議員	吉筋恵治	8番議員	中根幸男
9番議員	鈴木托治	10番議員	西田彰
11番議員	亀澤進	12番議員	山本俊康

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	長野了
税務課長	小島行雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	村松達雄
建設課長	中村安宏	上下水道課長	高木純一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	高田志郎	会計管理者	山下浩子

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 花嶋 亘 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

議案第33号 小字の廃止について

議案第34号 森町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議案第35号 平成29年度森町一般会計補正予算（第2号）

議案第36号 平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第37号 平成29年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

————— 一般質問

————— 議員派遣について

————— 第一常任委員会の閉会中の継続調査について

————— 第二常任委員会の閉会中の継続調査について

————— 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議案第38号 平成29年度森町一般会計補正予算（第3号）

< 議事の経過 >

議長 | ( 山本俊康君 ) 出席議員が定足数に達しておりますので、  
これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第33号「小字の廃止について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議 長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第33号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第33号「小字の廃止」については、原案のとおり可決されました。  
日程第2、議案第34号「森町都市計画税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第34号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第34号「森町都市計画税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。  
日程第3、議案第35号「平成29年度森町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
( 発言する者なし )

議 長 ( 山本俊康君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第35号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。  
( 起立全員 )

議 長 ( 山本俊康君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第35号「平成29年度森町一般会計補正予算(第

2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第36号「平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（ 山本俊康 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長（ 山本俊康 君 ）起立全員です。

したがって、議案第36号「平成29年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第37号「平成29年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（ 山本俊康 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長（ 山本俊康 君 ）起立全員です。

したがって、議案第37号「平成29年度森町三倉簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

日程第6、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

発言者は、毎回話をさせていただきますが、マイクを近づけて大きな声で発言をするようお願いをいたします。

5番、伊藤和子君。

5 番議員

( 伊藤和子 君 ) 5 番、伊藤和子でございます。私は先に通告いたしましたように「森町内の買い物弱者支援について」町長にお伺いいたします。

全国的に高齢化の進展に伴う過疎化や高齢者世帯の増加、また、商店街の衰退や地元小売店舗の閉鎖等により過疎地域から都市部に及び、高齢者や様々な障害をお持ちの方々が食料品等の日常の買い物の機会が十分に提供されない地域が増えてまいりました。

このような「買い物弱者」また「買い物難民」と呼ばれております方々の支援に積極的な自治体が増えている中で、森町は今後どのような対策を講じていくのか不安に思っている町民が多いのではないかと思います。

森町でも人口減少とともに少子高齢化や過疎地域の拡大が進み、移動手段がない高齢者を中心に「買い物弱者」が増加しております。三倉や天方の中山間地域だけではなく、森町全域にわたり、食料品等の買い物が困難な状況に置かれている町民からは、移動販売や宅配サービス等の支援を求める声も多く届くようになりました。

最近では自宅の車を使って、各地域に出向き、お惣菜や食料品等の移動販売を実施しているお店の方もいらっしゃいます。しかし、地域に限られ、時間的・販売場所等の問題点もあり、決して町民に満足していただける状況ではございません。

私は、移動販売による効果というものは、地産地消の推進、高齢者の購買意欲と健康増進、介護予防の面でも効果があるのではないかと考えます。結果として健康寿命の延伸にも繋がるのではないのでしょうか。

今後、更に高齢化が進む中で、買い物弱者の対策は急務であると考えますが、町長の考えをお伺いさせていただきます。

1 点目の質問でございますが、森町内での「買い物弱者」の現状をどのくらい把握できているのか、また問題点、課題についてお伺いさせていただきます。

2 点目に買い物弱者支援として、買い物に困難を抱える方々に、

買い物機会を継続的に提供できるような事業に対して、その費用の一部を支援することにより、買い物環境の整備を促進するという目的のための「買い物環境整備促進事業」の制度の導入の考えについて。

3点目に移動販売等を実施している民間事業者への補助について、以上3点についてお伺いさせていただきます。

議長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) 伊藤和子議員の「買い物弱者」支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の森町内での「買い物弱者」の実態把握と課題についてであります。買い物弱者の定義として、経済産業省では「流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々」としておりますが、一方、農林水産政策研究所では「自宅からスーパーなど生鮮食料品販売店舗までの直線距離が500メートル以上離れ、自動車を持っていない人」としており、とらえ方が定まっておられません。

町として、今までに買い物弱者を把握するための調査は行っておりませんので、正確に実態を把握していませんが、昨年度、65歳以上の高齢者を対象とした高齢者実態調査結果から、町内の65歳以上のおよそ3割の方が、買い物弱者及び買い物弱者予備軍として推計されます。

課題といたしましては、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦二人暮らしを中心として、低栄養、人とのつながりやコミュニケーションの減少、行動範囲の縮小などにより、日常生活機能の低下が考えられます。

2点目の買い物弱者支援として「買い物環境整備促進」の事業化の考えについてであります。以前、経済産業省所管の補助事業の一つとして「買物環境整備促進事業」がありましたが、平成27年度に終了しております。

それに替わる事業として、県の補助事業で「地域商業パワーアッ

プ事業」のメニューの中に「買い物弱者対策事業」がございます。事業内容としては、日常の買い物に不便を感じる高齢者等の購買意欲を高め、地域商業の活性化を図ることを目的に、商工会や商店街団体などが事業主体となり、無店舗地区への店舗の設置や移動販売車両の整備などを行うもので、事業費500万円以下の事業に対して、県3分の1、町3分の1、事業主体3分の1の負担割合であります。

平成23年度から追加されたこの事業は、湖西市が平成23年度・24年度に、小山町が平成25年度に取り組みましたが、全県的に利用件数は少なく、これは事業採択に際し、採算性や事業継続の可能性が求められていることから、実際に取り組むことが難しいと考えられます。また、既存商店への民業圧迫になる恐れも考えられます。

こうしたことから、今後、森町におきましては、先進事例や制度を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

3点目の移動販売等を実施している民間事業者への補助についてであります。県内の幾つかの市町で行っておりますが、実例は余り多くないと思われれます。これは「買い物環境整備促進」の事業化と同様に、採算性や事業継続の可能性や既存商店との関係など問題を含んでいるためと考えられます。

確かに、以前より商店数が減少し、一部地域では買い物に不便を来している方もいらっしゃると思いますが、現在、宅配を一部のコンビニエンスストア、生協、ネットスーパーや食材宅配業者が行っております。また、買い物同行を森町と袋井市で運営しております袋井ファミリーサポートセンターが実施しております。また、移動販売につきましては、昨年度、社会福祉協議会が買い物弱者が多い三倉地区において、町内事業者の協力による惣菜販売を始めました。それ以外にも移動販売が行われているという話は聞いております。

町といたしましては、住み慣れた地域で生きがいを感じながら、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住民の互助による地域での支え合いの仕組みを構築することが基本であ

議 長  
5 番議員

ると考えておりますが、今後は、こうした事業者の取り組みの状況や地域の実態把握に努めるとともに先進事例や制度について研究し、どのような支援の仕方が効果的であるか、検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

( 山本俊康 君 ) 5 番、伊藤和子君。

( 伊藤和子 君 ) 先進事例等を注視して、検討していくということでございますが、再質問に移らせていただきます。農水省の推定によりますと、現在、自宅から500メートル内に商店がない「買い物難民」は全国に約850万人いらっしゃるそうです。高齢化とともにその数は増え続け、13年後の2030年までに1000万人を超えると予想されております。

切実な問題となっておりますのは、過疎地域だけではなく、東京の板橋区にあります国内最大規模の高島平団地でも深刻な問題となっております。

昭和40年代に建てられ、建設当時は東洋一といわれましたマンモス団地ですが、総戸数約1万戸の65歳以上の高齢化比率は何と4割を超え、大型スーパーに顧客を奪われ、近くの個人商店が続々閉店する中で、足腰の弱い高齢者が買い物に不便を来し、区も解決策に苦慮しているということでございます。

森町でも深刻な人口減少とともに、少子高齢化に伴う10年後の高齢化比率は推計によりますと、38パーセントを超える数字となっております。三倉地域におきましては、現在の高齢化比率46パーセントに対して50パーセントを超えることも予測されます。

高齢化により運転免許証の返納率も高くなり、外出するのにも困難な交通弱者の増加による問題も懸念されます。買い物弱者は交通弱者でもあります。

早急に買い物弱者の実態調査を行い、移動販売車が必要な地域に、行政だけではできない、民間等によるサポート体制が必要なのではないのでしょうか。民間を後押しする支援の充実を図る取り組みが構



築されることにより、買い物弱者に対しての解決策を見いだすことができるのではないかと思います。

人間は食欲があり、口からおいしい物を食べるのが一番大事であり、生きていくには食べるのが必須条件であります。食欲がなくなり、食べることも思うようにならないと悲しい結末を迎えてしまいます。

森町の買い物弱者の方々が、生鮮食料品や日用品を毎日生きていく中で必要としている。また求めていらっしゃる。その現実がどれだけ深刻なものなのか、ご理解していただいた上で、再度質問をさせていただきます。

町長は、今後どのようなかたちで進めていくことが、森町として理想的な買い物弱者対策であるとお考えなのか、お伺いさせていただきます。

議 長  
町 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 伊藤議員の再質問にお答えいたします。縷々、東京都板橋区の高島平団地の状況もご紹介いただきました。この高島平団地というのは、日本の国の中にあっても、一種特異な状況にあると思いますけれども、それはそれとして、森町にとって理想的な買い物弱者対策はどのようなものかという再質問でございますが、最初の答弁でも申し上げましたように、町といたしましては、町民の皆さんが住み慣れた地域で、生きがいを感じながら、自分らしい暮らしを人生の最後まで、続けることができるようにということが、町にとりましての課題であると、責務であると考えております。

そのようなことをどのように、その仕組みを構築していくかということでございますが、やはり行政が100パーセント全てを行うことはできませんので、住民の互助による地域での支え合いの仕組み、これは買い物弱者に対する支援に限らず、地域包括ケアシステムの構築ということに、最終的にはつながっていこうかと思います。やはり地域住民が、お互いに地域で支え合い、そしてそこに町が必

議長  
5番議員

要な支援をしていくということが、森町にとって、これから目指すべき、理想的な取り組みであると、そのように考えております。

( 山本俊康君 ) 5番、伊藤和子君。

( 伊藤和子君 ) 理想的な対策をとということでご答弁をいただきました。ありがとうございます。再々質問させていただきます。昨年11月に、毎年行われております所管事務調査で「宅配サービスについて」を調査目的として、岐阜県飛騨市に視察研修として行ってまいりました。

飛騨市に新規参入してきましたコンビニエンスストアが宅配サービスも行いたいということで、市長から市と提携して行ってはどうかと提案され、昨年5月に協定締結し、宅配時に地域住民の安否情報や不審者情報、道路の状況も通報していただくようになりました。

そして同年7月から、買い物弱者対策支援事業を立ち上げ、冷蔵・冷凍設備搭載の販売用車両の購入費・改造経費に対して、補助率3分の1、補助限度額100万円の補助をすることとなりました。また、事業の継続と新規参入がしやすいように、移動販売の運行経費の燃料費や人件費、車検費用や冷凍設備等の修繕費に対しても、年間補助限度額40万円が交付されるようになりました。

この事業のおかげで、全地区にほとんど毎日のように移動販売車が地域に出向き、高齢者や虚弱体質などの買い物弱者の方々が、自分の目で品物を確かめ、好きなもの、必要なものが購入できることが楽しみとなり、生き生きとした生活が実感できているということでございました。

私は森町の買い物弱者の皆さまが、このように購入の楽しみ、生き生きとした生活が1日でも早く訪れていただきたい気持ちで、今回このような質問をさせていただきました。また、このような移動販売を通じて、地域住民の安否情報等の提供は町にとりましても有益であり、ネットワークの拡大に繋がっていくものと考えます。

私は今年で議員として5年目を迎えます。まだまだ勉強不足ではありますが、様々な勉強会に出席させていただいたり、町政に感心

のある若いお母さんたちと今後の森町について議論をしたり、老若男女問わず毎日のように地域に出向き、住民の皆さま方とお話をさせていただいております。そのような中で、この町が他の市町よりもはるかに遅れ、早急に進めていかなければならない政策が何点かございました。

この買い物弱者の問題も、高齢化が著しい地域にとっては切実でございます。タイミングもあろうかと思いますが、再度、検討される時期についてお伺いいたします。

議 長 ( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄君 ) 伊藤議員からの再々質問にお答えをさせていただきます。昨年11月に所管事務調査で、議会として、飛驒市を訪問されたということで、その所管事務調査の成果をこうして議会の場において、議員からの提案というかたちで示していただいたことに対しましては、大変有り難く思うわけであります。

飛驒市ではコンビニと提携して移動販売を行う車両に対して、補助を行っているというお話でございました。こちらにつきましても、飛驒市の状況を私は詳細には存じておりませんので、今伺った範囲でしかお答えはできませんけれども、販売車両に対しまして3分の1、100万円を限度額で補助しているというお話でございました。

1 問目の答弁でもお話をさせていただきましたように、県の地域商業パワーアップ事業のメニューの中に、事業費5万円以下の事業に対して県3分の1、町3分の1、事業主体3分の1の負担割合で行う無店舗地区への店舗の設置、移動販売車両の整備などもメニューにあるということですが、この制度を利用したのは、湖西市、小山町でございます。しかしながら、現在ではこの継続はされていないように伺っております。

先ほども申し上げましたように、こういった事業は、採算性あるいは事業継続の可能性が求められるわけでありまして、その判断は、事業主体となる民間事業者が行うわけでございます。森町でも、あるコンビニエンスストアが森町に進出した際に、移動販売を行う

意向があるということを伺っております。町といたしましても関係する課の担当が、この事業者と協議をしたわけではありますが、今のところまだ実施には至っていないということでございます。ということは、なかなか採算性、あるいは継続性というところで、事業者にとっても実際に事業に踏み込むには、少し不安があるということではないかと思っております。

そして、この飛騨市では、全地区ほぼ毎日移動販売を実施しているということでございますけれども、どのような体制であれば、そこまで実施できるのか。森町に置き換えた場合、この移動販売を検討しているといわれたコンビニエンスストアの方がおっしゃるには、とても全地区を回るまでの体制はできないということでございました。

そのようなことを考えますと、やはり、まずは手を挙げてくださる事業者があるかないか、そしてもちろん町の財政を見ながら、どこまでの有効な支援ができるかということが、課題になってこようかと思えます。

いつから検討を始めるかというご質問でございますけれども、もちろん今現在もこのことを棚上げしているわけではございません。以前からも他の議員の皆さんからも、移動販売についてのご提案もいただいておりますので、どのような方策が森町にとって最善であるか、正しく他の事例を参考にしながら、先行事例を参考にしながら、また各種制度を検討しながら、どのようなものがふさわしいかを検討しているところでございますので、いつから検討を始めるかという問いに対するお答えといたしましては、それは絶えず検討していると、お答えさせていただきたいと思えます。以上です。

議長  
10番議員

( 山本俊康君 ) 10番、西田彰君。

( 西田彰君 ) 10番、西田です。私は通告に従い2問質問させていただきます。1つは「第9次森町総合計画の具体的施策について」、2つ目が「一宮地区グラウンドゴルフ場について」を質問いたします。

総合計画が2年目に入りました。計画は第8次総合計画をほぼ踏襲しているとは思っておりますが、現実には少子化、高齢化の進行による人口減少が顕著となっております。そこでお伺いします。

先ほど伊藤議員からも質問がありました買い物弱者への支援、子育て家庭への養育費負担軽減、特にこども医療費助成等、古い町並み保存の支援、地域住宅計画見直し、観光客の日帰り型・通過型から滞在型への転換、内陸フロンティアによる企業立地環境の整備と企業誘致活動の強化、公共交通体系等整備、生活に身近な公園・緑地の整備など具体的計画が進んでいくのでしょうか。また予算立てはあるのでしょうか。これは総合計画に全て10年間の計画として謳っております。

2問目は一宮地区グラウンドゴルフ場についてでございます。一宮地区にあるグラウンドゴルフ場は、総合センターに隣接し、使い勝手がよく、シニアクラブの皆さんの憩いの場であり交流の場になっています。しかし、トイレは古く、休憩施設の設置が正規の建物は建てられないという状況にあります。

愛光園の増設が関係して現在の場所になったことや、利用者から毎年要望が出されていることを鑑み、地元の理解、地権者の理解、条件クリア等、もう少し町主導で責任ある永久施設として整備をするべきではないか。このことをお伺いいたします。

議 長  
町 長

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) 西田議員のご質問にお答えいたします。

初めに「第9次森町総合計画の具体的施策」について申し上げます。議員ご案内のように、町においては、平成29年3月に「第9次森町総合計画」を策定し「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」という、まちの将来像を定め、平成28年度から10年間にわたり、その実現に向けたまちづくりを、限られた財源の中で、各施策に対する効果を見極めながら進めていくこととしております。

1点目の「買い物弱者の支援」につきましては、先ほど伊藤議員のご質問の中でも答弁させていただいたところであり、現状と課題

を踏まえ、住民の互助による地域での支え合いの仕組みの構築を基本にしながら、移動販売や移動手段の提供及び買い物同行などの様々な方法を検討し、住み慣れた地域で自分らしく最後まで生活できるように、効果的な支援を考えていきたいと思っております。

2点目の「子育て家庭の養育費負担軽減」につきましては、議員ご案内のように、子育て支援の事業としまして「こども医療費助成事業」のほか「乳児健康診査費助成」や「未熟児養育費医療助成」などの各種助成事業及び「放課後児童クラブの実施」等々、様々なアプローチでそれぞれの家庭の状況に応じた支援を実施しているところであります。

こうした中、今年度から、従来、全額自己負担となっておりました、新生児聴覚スクリーニング検査に対する助成や、不育症治療に係る費用への助成を新たに実施するとともに、認可外施設に係る保育料への助成や、県内初の取り組みとなる、保育士宿舎借上への支援事業を実施するなど、保育サービスの充実を図っているところであります。

ただいま申し上げましたように、子育ての家庭には様々な支援が必要であると認識しておりますので、今後におきましても、どのような支援が効果的か、引き続き検討してまいりたいと考えております。

3点目の「古い町並み保存の支援」につきましては、まず所有者の理解と協力が必要となり、所有者・居住者の高齢化等の所有に係る課題、保存技術に係る課題、及び生活空間の維持と保全に係る課題等々、様々な課題がございます。

こうした課題を踏まえますと、建造物をその区域やその地域ごと保全することはなかなか難しく、方策としましては、建造物維持のためのボランティアによる清掃、修理、雨漏り点検、伝来遺品の保存、蔵の片づけや史料の保管等々が考えられます。現在においても、大きな予算措置はなくても、担当者が創意工夫を図りながら、江間邸等の町所有の文化財については、効果的な利活用や保存の取り組み

みを進めているところであります。

また、財産の処分や空き家へ斡旋を行うことなど、文化面の視点からだけではなく、商工業や観光分野も含めた総合的な支援を検討していく必要も認識しております。

いずれにいたしましても「遠州の小京都」のまちづくりという観点からも「古い町並み」は町の強みでもありますので、様々な課題はございますが、創意工夫しながら、古い町並みの保存への取り組みを進めてまいりたいと考えております。

4点目の「地域住宅計画の見直し」につきましては、平成25年11月に町営住宅施策を記載した当初計画を策定し、平成28年3月には、空き家対策項目の追加を行う計画の見直しを実施してきております。

地域住宅計画に基づく施策としては、町営住宅長寿命化計画策定を平成26年度に、大門団地の外壁修繕工事など、計画に基づく長寿命化対策を平成27年度から順次実施しております。

また、平成28年度には、空き家対策として、空き家等の実態調査を実施しており、今年度は、調査結果に基づき、空家等対策計画の策定に取り組んでいるところであります。

地域住宅計画は、安全・安心な住環境の安定的確保及び向上を図ることを目的としており、今後も必要に応じて見直しをしていきたいと考えております。

5点目の「観光客の日帰り型・通過型から滞在型への転換」でございしますが、森町には既存の観光資源といたしまして、キャンプや川遊びなどの自然体験、そして、神社仏閣、森山焼などの歴史文化体験、さらに、お茶や和菓子、農産物などの食体験といった多くのものがございます。

こうしたことを踏まえ、まず「観光客の日帰り型・通過型から滞在型への転換」を図るには、民間の活力や民間との連携が必要であり、こうした連携・協力の中で、森町にできるだけ長く滞在していただくネットワーク化の検討や、スムーズな周遊に必要な観光案内

標識の設置等に取り組んでいるところであり、今年度につきましては、森町観光協会が実施する「遠州の小京都」観光PRホームページの作成への支援など、まずは、森町の良さを知っていただく取り組みを推進しているところであります。

また、森町内だけでなく、近隣市町と連携した周遊型の広域観光の振興を行うことにより、体験型・滞在型への転換を推進してまいりたいと考えております。

6点目の「内陸フロンティアによる企業立地環境の整備と企業誘致活動の強化」でございますが、今年度につきましては、工業用地等適地調査業務委託事業に取り組むこととしており、工業用地、住宅用地、商業用地の洗い出しを行い、開発する上で課題となる事項等を整理し、開発適地を台帳化する調査を実施する予定であります。

この調査結果、及び、昨年度実施しました遊休工場等実態調査の成果等を踏まえて、進出企業等の要望に迅速かつ的確に対応した情報提供を行っていくとともに、企業等の進出状況等をみながら、企業等の進出に対する町の支援策等についても検討していくことにより、企業立地のための環境整備と企業誘致活動の強化に努めてまいります。

7点目の「公共交通体系等の整備」でございますが、今年度につきましては、森町地域公共交通計画を策定することとしております。この計画につきましては、平成28年度に実施した地域公共交通検討調査の結果を活用し、関係各課の担当者と構成される庁内検討会、及び町民、交通事業者、各種団体関係者などの委員で構成される地域公共交通会議を開催し、議論をする中で、具体的な地域公共交通ネットワークの将来ビジョン、見直しのための施策について策定を行うこととしております。

8点目の「生活に身近な公園・緑地の整備等」でございますが、公園管理につきましては、例年、樹木のせん定・防除、除草、芝刈り、トイレ清掃、遊具点検など、適正管理に努めているほか、今年度は北戸綿第2公園へのイノシシ侵入防止柵設置や町内2箇所の公



園への幼児向け遊具設置を計画するなど、公園利用者の安全・安心確保やニーズに合った施策を推進しているところでございます。

今後につきましても、引き続き快適に利用できる身近な公園・緑地スペースの確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご質問のあった8つの項目に係る具体的な施策につきまして、申しあげましたとおりでございますが、議員ご承知のとおり、第9次森町総合計画につきましては、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画期間となっており、現時点において、その期間の中で取り組むべき施策等について、整理した計画であります。

そして、施策の実施には、まずは、法律や規制面における課題の解決、財源面においては、国や県等の補助金等の財源の確保、そして関係者の連携・協力等々、様々な面における課題解決があつて初めて、効果的かつ継続的な施策につながるものであります。

こうした課題解決を図りながら、総合計画の掲げた施策について、誠心誠意、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位にも、ご支援・ご協力のほど、お願いいたしたいと考えております。

次に「一宮地区グラウンドゴルフ場について」申し上げます。議員ご案内のとおり、一宮総合センター西側にあります一宮コミュニティ広場（グラウンドゴルフ場）は、平成14年3月、愛光園の敷地拡張の際に現在の場所に移設をしたものです。主にグラウンドゴルフ場として利用され、地域の高齢者の皆さま方の健康増進の場として、また、交流の場として活用されています。

しかしながら、広場にトイレや休憩施設がないため利用者が不便を来していること、一宮総合センターの駐車場が不足していること、また、災害時には避難場所として活用したいことなどの理由から、多面的な「農村公園」として一宮総合センターの周辺を整備する要望が出されました。そこで町では、平成25年度に、「一宮総合センター周辺整備構想」の策定を行い、また、平成26年度には「一宮地区公園整備測量実施設計」業務委託を行い、あわせて用地交渉を進

めてまいりました。

しかし、交渉を進める中で地権者など関係者には「大がかりな公園整備は必要ない」などの声が寄せられ、片や「もっと範囲を広げて整備したらどうか」などの声もあり、一宮地区全体として、意見にまとまりが見られないことから、現在、地権者も用地交渉に対して積極的に応じられない状況になっております。

もう少し町主導で責任ある永久施設として整備すべきではないかとのご質問ですが、これまでも町が整備構想を策定し、用地測量を実施して主体的に事業を進めてまいりました。これからも、将来的には一宮最終処分場跡地の利活用も視野に入れながら、引き続き粘り強く用地交渉を進め、地域住民の皆さま方のご理解が得られれば、整備を進めてまいりたいと存じます。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

議 長  
10番議員

( 山本俊康君 ) 10番、西田彰君。

( 西田彰君 ) この総合計画、10年間の計画でありまして、これが10年間でどこまで実現できるかというのが行政の力量だと考えます。その中で、今買い物弱者の問題、伊藤議員からも質問がありました。

高齢化がますます進む中で、この時期までにはできますよという計画をやっぱり作っていかなければ、この先特に三倉地区や天方地区の人たちの買い物に対する不便さというのは、ますます不便になっていくと。当然、そこに住むこともなかなかままならなくなるという点では、やはりこの移動販売に対する町の姿勢、こういった業者が名乗りを上げればこれだけは補助できますよと、そういったものが打ち出されなければ、業者も二の足を踏むというのは当然です。視察をしたところでもなかなか採算が合わない、だから行政の支援を求めるということでございます。

今町がボランティアに、協働のまちづくりということで、いろいろお願いをするということでございますが、行政側と町民の考え方がですね、少しずつつつあると僕は思っています。というのは、地

域のそういったボランティアに関係する考え方が、もうなかなかそういう奉仕には出たくないとか、そういった気持ちに若い人たちがなりつつある中で、どこまでこの協働のまちづくりというのが実っていくのか、浸透していくのか、その辺をもう少し行政側も町民の思いというか、考え方を把握していかないと、行政側が幾ら協働のまちづくり、協働のまちづくり、と言っても、町民にしてみると、もうそんなボランティアはいやだよという声も出てくるわけです。

実は昨日の話なんですけど、3日前の大雨の中で、赤根のお墓の桜の木が倒れました。結構太い40センチ以上ありましたね。役員の人たちも、もう業者に頼めばいいと簡単に言うてしまうんですね。業者に頼めばお金がかかるんです。草刈りもそうです。これをいかに、地域の人たちが出て草刈りをしたり、木の処分なんかしてもらおうことによって、無駄なお金を使わなくても済むということを考えてもらう。そういったことも行政が、町民に理解してもらうという、やはり訴えかけというのが必要じゃないかなと思います。

この赤根のお墓のそばには公園もございます。この公園にも、太い桜の木がもう朽ち果てつつあって、いつこれが倒れて、遊びに来た子どもたちに被害が及ばないかと、いつも心配をしているところですが、これも結構大きな桜の木で、簡単には切れない状態にあります。そういった町民の意識の変化というものが、私としてみると非常に残念だなと思うわけですが、行政もそういったところをちょっと把握していかないと、確かに町民の参加、ボランティアの活動というのが大事だということは分かるんですが、そこに出てきてくれる人たちがいつも同じ人、いつも負担がかかる人が同じ人というのでは、やはり長続きしないというふうに考えますので、その辺を町の行政としても、協働のまちづくりはいいですが、町民の意識改革、どこまで訴えられるかというところを考えていただきたいと考えます。

また子育て家庭ですけども、目に見えないんですね。今いろいろなこういった施策も始めているということでしたが、現実にはどのよう

な支援があるかというものが、本当に町民に伝わっているのかということも、ちょっと心配をするところです。

また町並み保全も、町全体としてはもう無理だというようなこともおっしゃるわけですが、それでは小京都森町が、ますます失われていくのではないかと思うわけですが、その辺をもう一つ突っ込んだ、こういうふうはこの小京都まちづくりを進めていくという答弁があつてほしかったなと考えます。

それから企業の誘致でございますが、森掛川インターの周辺も地元の人たちといろいろ、対策協議会を開いたりやっている中で、全然進まない。宅地が増えるわけではないし、企業が来ているわけではないし、その辺の今現在ある、企業がある工業団地、中川と北戸綿はもう実績がありますから、そこに企業が入れる余地を作っていけば来るわけですが、インター周辺やサービスエリアの周辺という、その開発というものが全く見えない。そこら辺もどのように進めようとしているのか、再度お伺いします。

公共交通体系も、議会でも提案をしたり、公共交通会議でも検討しているようでございますが、一番の問題は、お話を聞く中では、民間バスとの競合というか、そういったものが一番ネックになっているのではないかなと、お話を聞く中で感じるわけですが、ある市町では、民間業者に委託をして町として車を動かしているというやり方、そういったものも森町でも検討すればできるのではないかと考えるわけですが、その辺を企画としてどの程度考えているのか、再度お願いいたします。

また、公園は都市計画税を払っている地域には公園があるわけですが、在の方に行きますと、本当に公園と言えるのかどうか、例えば片瀬の公会堂に設置されているブランコ1機、2機ですか、これが公園なのかなと思うわけです。赤根ももちろんそうだし、宮代はないですね。これって都市計画税を払っていないからできないよということなのか、それとも在の方に住んでいる人たちのお子さん達は、特に公園というものは必要ではないのかと考えているのか、

その辺はいかがでしょうか。

また、予算立てはあくまでも、今いろいろなこの第9次総合計画を進める中で、国の補助、県の補助、いろいろ様々な補助を見極めながら計画を進めていきたいということですが、町として、これは、これは、もう誰が何と言おうと進めるよと。例えば買い物弱者の問題、また子育ての問題、これを目玉にする、これはもう、他の道路の多少凸凹があっても、我慢してもらうんだ。その予算をこっちへ回して、町としてこれは取り組むと、そういったものがです、この総合計画を見ても、全くないわけです。

森町のこれから本当に10年間、まちづくりをしていく中でも、もうこれは町にとって、住んでいただく人たちに森町らしさ、森町だよこれがという、そういったものが、どうしても欲しいんですよね。だけど総花的にやられても、本当にこれを見ても、森町は何を目指しているんだろうと。そういうふうに考えてしまうんですよね。

せっかくまちづくり検討委員の人たちが、様々な意見を出してくれています。それも余りこの中には反映されていないような気もするわけですが。お金もかかります、けどもここは我慢してもらよと。その代わりこれはやると。医療費だって中学まで上げたって全く問題はないと思うんですよね。そこら辺の考え方がですね、少し本当に10年でこういった計画ができていくのかなというふうに考えてしまいます。

また、一宮のグラウンドゴルフ場は、いろいろ様々な紆余曲折あって今になっていますが、確かに地権者があり、そして地域の同意というものが必要でございますが、やはり原因である、そこに移転しなければならなかったということを見ると、もう少し町も、主導をとっていただいて、こうだからここに、正式なグラウンドゴルフ場として、もう設置をさせてくださいというような訴えが、やっぱり必要だと。

一宮地区の人たちにお任せするのではなくて、町も少し主導、イニシアチブをとっていただきたいというふうに考えます。シニアク

ラブの人たちも、少し会員も減ってきています。というのは、行政の皆さんもご存じかと思いますが、先ほども言ったように、なかなか出るといろいろ役がある。またボランティアもある。もう大変だという中で、私もシニアのあれに入るわけですけども、やっていない、クラブに入っていない、もう入らない人が増えてきていると。これは各地域どこでも同じようなものかなと思うわけですが、そういった中でももっともっと楽しめる、ちゃんとした施設ができて、そしてみんなでもっとワイワイやれるよという状況ができてくれば、皆さんももっと集まってくると思いますし、場所としては最高のところですので、その辺を町も身を入れて考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長 (山本俊康君) しばらく休憩をいたします。

(午前10時32分～午前10時45分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長。

企画財政課長 (長野了君) 企画財政課長です。西田議員の再質問に關しまして、企画財政課に関するところにつきまして、お答え申し上げます。

1点目の協働のまちづくりに関するご質問でございます。議員がおっしゃる通り、意識の変化がありますということでございます。確かにそういった面もあろうかと思えます。町といたしましては、協働のまちづくりの大切さについては、今回の総合計画にも、計画推進のためにという3つ目の柱に、協働のまちづくりの推進ということで大きく取り上げさせていただいております。また、協働のまちづくりにつきましては、毎年広報におきまして、その事業の紹介、大切さについて広報しているところであります。

また、それこそ近年、昨年度、一昨年度から、ご相談される内容が、議員がおっしゃるように、なかなか町内会なり、そのローカルの取り組み、地域ごとの取り組みの中でできないよというご相談が増えてきているのは確かでございます。そういった中で、例えば桜の木の

処分であるとか、そういった中で、ご相談の中で業者さんに頼みたいんだけどというところで、地元の業者さんなら、利益なしでやっていただけたらとか、そういったものが見えてくれば、そういった部分に対してもですね、私どもの方も支援していくようなことも工夫しておりますので、何か問題があれば、なかなかやはり町民でやっても危険だよとか、そういったものもあると思いますので、ご相談していただければ、そういったかたちで対応させていただきたいというふうに考えております。

その一方で議員からご指摘があったように、やはりその地元でやっていただくことが、より効果的、効率的な面もございますので、そういった面につきましても、そのお話があったときに、お話させていただきながらやっていきたいと思っておりますので、議員の皆さま方にも、そういったかたちでなかなか難しいこととは思いますが、そういった意識のことについても、常々ご発言いただけたらと思っております。

企業の誘致に関するご質問がございました。インター周辺、パークینگエリア周辺、なかなか見えないよということがございます。私どもの方に内々にはいろいろな相談がございます。議員さんを通じてもご相談があったりして、その場その場で一緒に現地を見に行ったり、この場所についてはもう既にこういう課題がございますよというのを整理して、その業者さんとかに対応している場面もございます。しかしながら、一定の大きさが必要だよと、すぐにやりたいよということになりますと、やはり用地の問題、農地の規制の問題、いろいろなことでなかなか進まないというような、ご案内の通りでございます。

その一方でですね、全員協議会でも申し上げましたとおり、今何にその注目が集まっているかと言いますと、遊休工場等そういった既存宅地で利用されていないところへの開発というか、再進出というのが他の市町に聞いてもですね、やはり多くなっております。その背景には、やはり企業の体力というのが、そこまで戻っていないよ

ということかなと考えております。

ですので、町としてはやはり遊休地の調査、そして今年度行う適地の調査等々を生かして、今後進めていきたいというふうに考えております。そういった中で、どういった支援を新たに構築すれば、効果的に、限られた財源の中で有効かというのを検討しながら、新たな支援策についても、先ほど申し上げましたとおり、検討していくといったところでございます。

3点目の公共交通体系でございます。ご例示のあった民間バスについてのご質問でございます。委託してやってはどうかというご提案もございました。それについては、秋葉バスの磐田線については、既にそのようなかたちで取り組んでおります。磐田線につきましては自主運行バスということで、基本的に事業主体は町になっております。町と磐田市、袋井市でやっているところでございます。なので路線ごとの特徴を踏まえて、既にそういったものが効果的であるならば、ということで周辺市町とバス会社と話をしてそういった手法を取り入れているところでございます。

ですので、今後も常々情報交換を行いながら、どういったかたちが望ましいかというかたちで検討していきたいと考えております。

最後に総合計画に関するご質問でございます。ご案内のように総合計画でございます。森町として、行政としてはいろいろな分野をカバーして初めて町として成り立つものでございます。総花的というご指摘がございましたが、やはり総合計画ですので、こういったことを総合的に取り組んでいきますよというふうに見えるのは、ある意味致し方ないことなのかなというふうには思っております。

あとはまちづくり検討会をせっかくやったのにどうかといったご質問もございました。議員の方の中にもまちづくり検討会で議論していただいた方もいらっしゃいますけど、今回ですね、そういったものがあつたからこそ、総合計画の中の3本目の柱に、活力情報発信という柱建てをさせていただきました。これについては特に森町



の良さをもっと情報発信していくべきというまちづくり検討会の強いご意見がございましたので、それを踏まえて大きな柱として取り上げているところでございます。

ですので、そういった意味ではですね、検討会の方に議論していただいたおかげで、森町の良さを情報発信していく、活力をもっと上げていくといった項目が総合計画の柱の一つになったというところでございます。

それとですね、もっと積極的に、目玉をもって進めていけばどうかということでございますけれども、議員ご案内のように、限られた予算の中でやっております。もちろんその総合計画に掲げた事業につきましては、積極的に進めていきたいというのは、行政はじめ町長の思いでございます。

しかしながら、限られた財源でございますので、効率的かつ効果的に事業を実施していくということが、例えば森町が10年で終わりでいいよということであれば、幾らお金も使ってもいいよということであるかもしれませんが、森町はやはり今後皆さまが住み続けていただくために、健全な財政運営の中で、効果検証をはかりながら推進していくことが求められております。

さらに、皆さんご案内のように、今のまちづくりに関しては、高度成長期の状況とは異なっております。今行政が抱えている課題というのは、様々な分野、行政だけではない関係者にわたるものが大変多くございます。財源の手当てが可能になれば、すぐに事業実施が可能になって課題が解決するよというものは、ご案内のように非常に少なくなっております。

より効果的なものにしていくには、行政だけでなく、その関係者の連携、協力、理解というものがないと、なかなか進まないといったところで、行政としては非常に苦勞しているというところが実態でございます。そこら辺につきましては、議員の皆さまも良くご理解いただいていると思います。

また、その関係者の合意を図っていく中で、一定の時間が必要に

なります。そういった時間というのは、無駄かといいますと、決してそうではなく、そういう中で施策が充実していくと、広角的になっていくといった側面も、私はあると考えております。

ですので、時間はかかっても、より効果的に継続的にできる事業というものがあると思いますので、当然行政としては、すぐやっていきたいというものもございますけれども、一定の時間がかかることによって、皆さん、そうだねそれはしっかりやっっていこうといった合意ができるものについては、かなり継続的ないい事業になっていると、私は査定を通じていろいろなことを感じておりますけど、今の行政というのは、そういうものかなというふうには考えております。

いずれにしても、先ほど町長が申しあげましたように、誠心誠意、行政にしても、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまにも、ご支援ご協力をお願いいたしたいと思っております。私からは、以上です。

議 長  
保健福祉  
課 長

（ 山本俊康 君 ）保健福祉課長。

（ 村松成弘 君 ）保健福祉課長です。子育て施策のPRの関係でございますけれども、平成27年度に子育て情報誌を作成し、未就学児を持つ家庭に配布をいたしました。現在は、第一子の母子手帳の交付日又は転入者で乳幼児がいる方を対象に、その子育て情報誌を提供しておるところでございます。その内容につきましては、育児中であるとか、保育園から小学校までといったそのステージにあった施策の情報を提供しておるとともに、医療費等の概要等も記載をしている内容となっております。

さらに、子育てモバイルサービスというものがございまして、これにつきましては検診事業のPRというかですね、どのタイミングでどの検診を受けるかというようなところの情報を提供しているものでございます。以上です。

議 長  
産業課長

（ 山本俊康 君 ）産業課長。

（ 村松達雄 君 ）ご質問の古い町並み保存支援と、小京都の

まちづくりということでございますが、昨年度遠州の小京都基本計画をつくっております。これは先の全員協議会にて、基本計画の報告ということでさせていただきました。

古い町並みについては、その中で環境づくりということで一つの項目の中に入れて、やはりそういった資源の調査あるいは蔵の保存活動の推進ということで、この中で謳っておりますが、小京都のまちづくりということで、6つの柱を設けておりまして、まずはこの小京都のまちづくりについては、ホームページを作成してPRをしていただくということで、それをまず取り込んでいるということで、今後、優先順位等を出して、進めていきたいと思っております。以上です。

議長  
建設課長

( 山本俊康君 ) 建設課長。

( 中村安宏君 ) 建設課長です。西田議員の再質問、公園についてに關することですけれども、まず都市計画税を納めていない地域への公園設置についての考え方、必要ではないと考えているのかというようなことですが、決してそのようなことはないと考えております。都市公園ですけれども太田川親水公園、それから北戸綿の公園なども都市公園ということで管理をさせていただいてるわけですが、広域的にこれはどなたでも使用をしていただけるということで、都市公園として町が主体となって管理をしておりますので、例えば一宮の方におかれましても、そういうところは自由に使っていただいて結構だということになっております。

それに対しまして、公民館などに設置されております、小規模な公園につきましては、その地域の方が主体的に利用するために自主的に設置しているというものが多いわけでございますけれども、この公園につきましては、地域の方が主体で管理をしていただいているというところです。

今後、町としてですね、整備管理すべきもの、それから地域で整備管理すべきもの、こういうものを整理をしていただいて、地域の方々にもご協力をいただきながら、町全体として、安全安心な公

議 長  
町 長

園・緑地の保全に協力して努めていきたいと考えております。以上です。

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) 1問目の再質問に対する答弁につきましては、担当するそれぞれの課長から答弁をいたしました。私の方から少し補足をするとすれば、協働のまちづくりについてであります。

この協働ということは、第8次総合計画を策定したときに、協働のまちづくりということが大きく謳われまして、それに伴って、例えば協働のまちづくりの補助金の制度も作りしました。この補助金の申請等を見ておりますと、先ほど企画財政課長からも答弁がありましたように、近年内容が変わってきております。

そのような中で町といたしましても、当然補助金でありますので、規定があるわけです。柔軟に対応させていただいていることもご理解いただきたいと思っております。例えば西田議員の地元の赤根町内会の常夜灯の移転、修復につきましても、協働のまちづくりの補助金を使っていただいたわけではありますが、これにつきましても、柔軟な対応をさせていただいたと私は思っております。

また桜の木の伐採というような事例が例として挙げられておりましたが、昨年度ですね、ある町内会でやはり、堤防沿いにある桜の木を何とかしたいがどうかというご相談がございました。これは本来ならば、太田川の堤防ですので、県が植栽したものであるならば県が責任をもって管理する。また町が植栽をしたものであれば、町が責任をもって管理をする。地域の人たちが植栽したものであるならば、地域で責任をもって管理をする。まずは原因がどこにあるかということに起因をしていくわけですが、地域の方が植えられたということで、それでは町としてはそれを全面的に管理するというわけにはいきませんという中で、協働のまちづくりの補助金を使われたらどうですかというご提案させていただいて、協働のまちづくりの補助金としては、柔軟な対応をさせていただいて、活用していただき、地域の住民の皆さんのお力で、その桜の木の整備がされた

という事例がございます。

引き続き今年度も町内会として対応したいことを、この補助金を活用してできないかというご相談も伺っておりまして、柔軟に対応しなさいという指示を出しているところでございます。

そういったことが、地域の住民の皆さまに知られていないということであるならば、もう少し広報してまいりたいと考えておりますが、是非議員の皆さま方におかれましても、それぞれ地域を代表する方々でございますので、そういったご相談を受けられましたら、是非協働のまちづくりの利用について相談してみたらどうかということをご指導いただけたらと思いますので、よろしくお願ひしたい思います。

それから遠州の小京都のまちづくりについて、町並みの保全ということでご質問がございました。以前、議会においても遠州の小京都森町について、まだまだ浸透がされていないのではないかとのご指摘もいただきましたので、基本計画につきまして、先日全員協議会でご報告をさせていただきましたし、また今年度は観光協会のホームページの作成について補助を行うことで、PRに努めていきたいと思っております。

まずは、遠州の小京都について、まだまだ理解が得られていないというご指摘がございますので、理解をいただくよう努めていくとともに、またその中での施策を進めていきたいと思っておりますが、何度も私は申し上げておりますが、遠州の小京都とは森町のある一部を指して言っているものではない、この町の歴史的な成り立ち、またいろいろな文化が醸成されている、そのような風土も含めて遠州の小京都であると申し上げておりますので、町並みの保全一点に集中して遠州の小京都のまちづくりとして取り込むというわけにはまいらないと考えております。

そのような中でありますが、当然その町並みも保全できるものは保全をしていきたいと思っております。町並みというものが、家の並びをもって町並みというのか、私は本町から新町あるいは元開橋、

城下に至るまでのこの町並み、道筋というものは慶長年間に作られたものであって、既に400年以上その道筋というものは保存されているわけで、そういった意味でもそういう捉え方でも非常に貴重なものであるというふうに考えおりますので、そういった発信もしていきたいと思っております。

それ以前よりある鎌倉街道と言われるような、下宿、川原町の通りにつきましても、それより古い街道であるということも言われておりますので、そういったことも含めて遠州の小京都であると考えております。

古い家、古民家、旧家等につきましても、いろいろなご相談を町に対してしていただいておりますので、所有者・居住者と協議をしながら、どのような保存活用ができるか検討しているところでございますので、可能な限りそういったものについては町としても保存に尽力してまいりたいと考えております。

次に2点目の一宮のグラウンドゴルフ場についてでございます。西田議員の再質問の中で、この今の場所にグラウンドゴルフ場、正式には一宮コミュニティ広場でございますが、コミュニティ広場が今の場所に移った原因は町にあるというご指摘でございます。これは、私は少々この点については見解が違います。

もともとですね、愛光園の増床に伴って、ゲートボール場として多く利用されていたコミュニティ広場を、その隣接する小高い丘の上に移設をしたということでございますが、もともとこの場所は町有地でございます。町有地を地元からゲートボール場として利用したいという要望があって、ゲートボール場として利用していたというように私は認識をしております。それを、町有地を町が次の事業、当然その当時、愛光園の増床が森町の福祉施策にとって必要であるという観点から、そういった政治的な判断を行って、町有地に愛光園の増床を行った。それに伴って、どこか別のところに替わる施設が必要だという要望をいただいて、今のところを町が用意をしたという経緯であると認識をしております。

しかしながら、今現在ですね、地元の人たちが使っていらっしゃる、有効的に使っていただいているということでもありますので、こちらの整備につきましては、先ほども申し上げましたように、町で整備構想を立て、そして測量を行い、事業を進めているところであります。しかしながら、現在、地権者のご理解がまだいただけないということで、事業は停滞している状況ではありますが、引き続きその間も、担当としては用地交渉を行っておりますし、これからも粘り強く行っていきたいと思っております。

また関連して、シニアクラブの会員減少ということにも言及がされました。この問題については、一宮地区に限らず、森地区においても、先日森地区のシニアの役員の皆さんと懇談する機会がありましたけれども、その席でもクラブの会員数の減少ということが大きな課題として挙げられておりました。その席上ですら、あるクラブの役員の方がおっしゃるには、もっともっとシニアクラブに入会したらこういうメリットがあるよということがクラブ自体が発信すべきではないかという大変積極的なご意見がございました。

もちろん町として環境の整備をお助けする、あるいはできる支援は行ってまいりますけれども、まずはシニアクラブの皆さんがどこに減少の問題点があるのか、そして増強するにはどうしたらいいのかということ、よく相談していただいて、検討していただいて取り組むことが、当事者が訴えていくことが一番強いのではないかと思います。

伺うところによれば、西田議員も加入をしていらっしゃらないということですので、西田議員ご自身がなぜ加入していないかということ、逆を考えれば、必要なものが出てくるのではないかと思います。

当然、森町としても、高齢者の皆さんが元気に楽しく暮らしていただけるということを支援してまいりたいと思っておりますので、この一宮コミュニティ広場につきましても、これからも粘り強く取り組みを続けさせていただきたいと思っております。

議 長 ( 山本俊康君 ) 質問事項が多数でありましたが、答弁漏れはありませんか。よろしいですね。

10番、西田彰君。

10番議員 ( 西田彰君 ) 担当課長からも真摯な答弁をいただきました。ありがとうございます。特に企画財政課長には、やはり協働のまちづくりで、町民に、いかにですね、まちづくりは町民が主体だよと、そういった発信を今後も続けていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたしま……、お願いはいけないので、今後とも努力はしてください。

それから3月議会でも質問がありましたが、一宮や飯田や園田地区が少しずつその人口が増えてきて、また若い人たちが住んでいただくようになってきています。そういった中で、やはり子育てという、また人口増という観点から、是非ですね住宅を建てることに町として一定の補助を、本当にこれから町に子どもさんも一緒に住んだよという人たちに補助を出すというような、棟の木を1本サービスするというだけではなくて、住宅建設をしていただく人たちには、これだけの補助をするよというような考えがあるかどうか伺います。

一宮のグラウンドゴルフ場に関しては、担当課にこれからも粘り強く話をもって行っていただくと。そして地域の人たちのご理解また所有者のご理解、そしてシニアの皆さんのご理解をいただくような、粘り強い対応をお願いしたい。私もそれに関わりながら頑張っていくつもりでございますので、是非努力をしてください。

その今質問いたしました、住宅に対する支援というのはできるかどうか、これを最後にお伺いいたします。

議 長 ( 山本俊康君 ) 企画財政課長。

企画財政課 長 ( 長野了君 ) 企画財政課長です。住宅に対する支援についての再質問でございます。前の議会でもお答え申し上げたと思っておりますけれども、それこそいろいろな、県内、少ないですけれども事例がございます。



その中で聞き取りか調査結果だったと思いますが、住宅の支援があった自治体において、そこに住宅を建ててその支援をいただいた方に対するアンケートの結果があって、何でここに来ましたかという結果で、支援があったから来たよという数は、私の記憶によると、余り多くありませんでした。というのはやはりその支援があるから来るという、もちろん側面がないとは言いませんけど、やはりその町に魅力があるから来て、結果的にその支援があったので、それは有り難いなというふうにして受け取っていますよという調査結果であったと記憶しています。その割合については、いま手元に資料がございませんので、それは何パーセントだからいかなものかとか、そういったことは今申し上げられませんが、そういった面もございませぬ。

ですので、やはり住んでいただきたいという住宅の支援というのは、必要かどうかということも含めて、どういったかたちが効果的で、それがいかに住んでいただくことにつながるのかといったことを検証しながら、その支援策が取り入れるべきかどうか森町にとって、ということを検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議 長  
町 長

（ 山本俊康 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太田康雄 君 ）ただいま企画財政課長からお答えしたとおりでございますが、森町に住みたいという方に対して、では家を建てるんだったらこれだけ支援しますよということは、当然私もやりたいわけですね。町民の皆さん、また森町に住みたいと思ったださる方が喜んでくださる、そういった施策は当然町としても、私個人としてもやっていきたい、十分にやっていきたい。そう思うのは当然のことです。

しかしながら、そこに行政が行う支援として公平性あるいは妥当性というものが当然求められるわけですので、その辺を十分考慮した上での施策、補助制度でなければいけないと思いますので、ただいま企画財政課長が申し上げたとおりでございます。

議 長  
9 番議員

( 山本俊康 君 ) 9 番、鈴木托治君。

( 鈴木托治 君 ) 9 番、鈴木です。私は 2 問ほど質問させていただきます。

第一は教育委員長に対してであります。国づくりは人づくりからである。教師には未来を背負う子どもたちを立派に育てる義務があると思います。しかし、今の教師の待遇には問題がないのであろうか。厳しい労働環境の中で苦しんでいる教師が想像できます。もう少し余裕を持った勤務体制ができないか、教育委員長にお尋ねいたします。

2 問目は、森町の未来像への提案募集ということで、日本各地と同様に、森町も人口減少と衰退が進行しているのは事実であります。

どうしたら森町の人口減少を緩やかにし、かつ企業の誘致や、定住が実現できるのかが、これからの森町の喫緊の課題であると私は考えております。

そこで職員全員に、今何をすべきかの活性化案を募ると同時に、町民の皆さまにも提案を募集したらどうかということであります。職員や議員と違った新しい発想が出てくるとはと思いますがいかがでしょうか。お答え願います。

議 長  
教 育 長

( 山本俊康 君 ) 教育長。

( 比奈地敏彦 君 ) 鈴木議員のご質問にお答えいたします。初めに「教師の勤務時間の改善について」のご質問でございますが、教育委員長に代わりまして、私、教育長からお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、教育現場においては、教科指導のみならず、生徒指導、いじめ防止対策、保護者対応、各種事務処理に加え、中学校においては部活動指導、また、小学校においては、陸上や水泳などの課外活動とやるべきことが多岐にわたっております。

さらに、小学校では、平成32年度から英語が 5・6 年生で教科化になり、3・4 年生で外国語活動として教育活動課程に位置づけられることによって授業時数が増えますので、教職員の多忙化は、森町に限らず全国的に課題となっております。

静岡県におきましても、教師がゆとりを持って指導に当たることができるように「学び方支援員」「学び方サポーター」などの非常勤職員を配置して対策を講じているところがございます。

また、磐周地区におきましても、中学校の部活動や小学校の課外活動につきましては、完全下校時間の設定や、部活動なしの日を設けるなど、活動時間や実施に関する配慮事項を定め、職員の負担増にならないように、校長の指導のもと、実施をしているところであります。

教育委員会といたしましても、教職員の負担軽減を図るために、特別支援教育支援員や複式学級支援員を配置したり、学校図書館環境整備のための図書館アドバイザーや、パソコン機器の操作指導や授業での活用を支援するための情報アドバイザーなどを派遣したりして、教員一人一人の子どもと向き合う時間の確保に努めているところがございます。

あわせて、昨年度導入しました校務支援ソフトにより、教職員の大きな負担となっておりました出席簿や指導要録を始め、日頃の成績処理、成績の通知書、中学校における調査書などをデータ管理しております。システム化を図ったことによって、多忙化解消への着実な成果となっております。磐田市、袋井市とともに共通することとしましたので、入力や管理方法が統一され、教職員が磐周管内で異動しても、戸惑うことなく同様の処理ができますので、負担軽減に大いに寄与するものと思っております。

教職員の勤務時間につきましては、管理職が常に出勤、退勤、超過勤務時間を把握するとともに、長時間労働にならないよう、各学校で工夫し、音楽を掛けたり放送を流したりして、帰宅を促す取り組みもしております。

教育委員会としましては、今後も学校へ依頼する調査件数の削減や、各種会議・委員会等の簡素化に努めるとともに、学校行事の見直しや部活動をしない日の設定などについて提言していきたいと思っております。また、正規職員の増員についても、町教育長会や市町教育

委員会連絡協議会等、組織的に国や県に働きかけてまいりたいと思います。

いずれにしましても、子どもたちに直接向かい合う教師一人一人が心身ともに健康であることが大切でありますので、そのために働きやすい環境を整え、今後も休暇取得等、ワークライフバランスの実現にも力を入れてまいりたいと思います。

議 長  
町 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) 次に「森町の未来への提案募集」について申し上げます。

議員ご案内のように、町においては、平成27年度には「森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」、そして平成28年度には「第9次森町総合計画」の策定といった、今後の森町の進むべき道を整理した計画を策定したところです。

まず「森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に当たっては、平成27年7月に18歳から40歳までの若年世代の町民の皆さまを対象にアンケート調査を実施し「結婚について・子ども子育てについて・今後のまちづくりについて」といった項目に対し、無作為抽出した対象者1,000人のうち323人から回答をいただいております。

これとあわせて、平成27年6月から7月までの間、町ホームページ及び町内回覧に併せ世帯配布により、町民の皆さまから「地方創生」に関するご意見を募集したところ、31件のご意見をいただいております。

また「第9次森町総合計画」の策定に当たっては、平成27年11月に15歳以上の町民の皆さまを対象にアンケート調査を実施し、無作為抽出した2,000人の対象者のうち974人から回答をいただいております。その調査の中において「森町のまちづくり」に対し572件のご意見をいただいております。

そして、策定の方針の一つでもありました「全職員の参加を基本とした策定」ということで、平成28年8月には職員全員を対象とし

た総合計画の提案を募集し、133件の提案が出てきております。

さらに、まちづくり検討会からの意見・提案書や、平成28年度には、町内6地区で「町長と語る会」を開催し、町民の皆さま408名の参加をいただき、総合計画やまちづくりに対し、ご意見をいただいたところでございます。

なお、平成27年度に実施しました「森町合併60周年記念事業」におきましても、職員から138件の提案、町民の皆さまから一般公募として12件のご提案をいただいております、町内小中学生から「こんな森町ってイイな！」をテーマとした作文を募集する記念事業も実施し108件の応募をいただいております。

ただいま、申し上げましたように、総合計画や総合戦略などの各種計画を策定する際には、町民及び職員を始め、様々なチャンネルから意見・提案を募集し、各種計画等に反映させていただき、さらには、総合計画等の大きな計画の策定に当たっては、案ができた段階でパブリックコメントを実施し、町民の皆さまのご意見をいただいているところであります。

したがいまして、議員がおっしゃる「新しい発想の提案」といった視点につきましても、今申し上げましたように、様々なかたちで取り入れているところであります。

今後におきましても、今申し上げましたようなかたちで、議員ご発言の視点を踏まえた、職員及び町民の皆さまからの新しい発想のご提案をいただき、それらを森町の活性化につながるまちづくりへ活かしていきたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁とさせていただきます。

議 長  
9 番 議員

( 山本俊康 君 ) 9番、鈴木托治君。

( 鈴木托治 君 ) 私の前の西田議員の質問が、1時間にわたります非常に長かったものですが、私の頭の中で描いていた質問が瓦解しちゃって、思うような質問ができないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

第一に教師の勤務時間についてであります。私は通告にはありま

せんが、全員協議会の際に、教育長にこういう質問をするから、ということで通告してありますが、教育委員長に私は質問しているのであって、教育長に質問しているのではないわけであります。言ってみれば、国会で言えば、金田法務大臣に向かって質問したのが、気の利かないというか、真実を隠したがる官僚が答弁しているようなもので、甚だ私は不思議でなりません。だから、なぜそういうことになっているのかということ、私は教えていただきたいなど、このように最初に申し上げます。

それこそ今先生の勤務時間、あるいは過労というものがものすごく深刻でありまして、一部では先生の職場はブラック企業だというような、そういうことまでなっているくらいに深刻であります。過労死という問題でさえ、これは今後どんどんどんどん出てくるんじゃないかと、そのくらい私は非常に心配しているわけであります。

私の知り合いのある教頭先生は、大体朝6時には学校に着いて、帰るのは大体8時か9時だと。ということは、学校にいる時間が大体14時間から15時間、そのくらい学校にいて、まあ何をやっているのか私は分かりませんが、それなりに束縛して果たして、家庭崩壊までいくんじゃないかと、そういうように考えております。

教頭先生ばかりではなくて、教師の方にも私は何人も聞いた中で、とにかく帰ってくるのは大概8時だよと。何をしているんだと思ったら、いろいろあるからということでありますので、もっと余裕のある教師の活動でないと、やっぱり真剣な授業さえもできないんじゃないかと、そういうことを心配しておりまして、私はできるだけ早くこの問題に対して、解決していただきたいなと思います。

文科省の今年春の調査によりますと、週60時間以上の勤務をしている学校は、小学校で33パーセント、中学では57パーセントという高い確率でなっております。一応世間的に過労死というのは大体1箇月に80時間以上の時間外勤務時間が過労死のラインとされておりまして、恐らく森の教師の中にも、その過労死の限界ぎりぎりのところで仕事をしている人がたくさんいるんじゃないかと、そういう

ように危惧しておりますので、そこら辺をしっかりと把握していただきたいなど、このように考えているわけであります。

労働基準法によりますと、週40時間以内ということが大体指導になっておりますが、学校の場合は週20時間以上の時間外労働があるということで、これは非常に問題であって、しかも時間外労働が正当な金額が支払われていない状況にあります。これは学校そのものが、残業の場合に本当に勤務に値するものか、あるいはそうじゃないかという区別ができないということで、教師だけには報酬の4パーセントに当たる金額が報酬として入っております。

だから何時間やろうがやらまいが、もう4パーセントの報酬しか入っていない。ところが4パーセントの報酬ばかりでない20時間・30時間の残業をやっているわけです。時間的にはものすごく、金額的には10万円以上の残業をしていますが、それも通告できないと、こういう仕組みは非常に私は間違っているんじゃないかなと、このように考えております。

国を挙げて今働き方改革ということが進められているわけですが、まさに教師は蚊帳の外ですよ。もう何もそれに対して考えていない。残業の上限を規制して健全な労働環境を守ることが、守る法整備をいち早く国や県や、いやひょっとしたら町からでも上の方に伝えて、森町独自のいろいろな勤務態勢を実施することができないかどうか、そのことを私は聞きたいと思っております。取りあえずそういうことで、質問を終わります。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 教育長。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 一番初めの質問等については、本来この場でお話しするようなことではございません。議会の議長さん宛てに出されたものでございますが、その点については、まずご理解をお願いしたいと思います。

せっかく、托治議員がおっしゃいましたので、私の範疇の中で、明文化されたものがあるわけではございませんが、これは津々浦々、日本全国全く同じ条件でございます。地方自治法121条に、長その

他役員等の出席義務というのがございます。それにおいて、議会の議長さんが、首長さんを初めとしていろいろな長があるわけですけどね、その文言の中には。その中に教育委員会の委員長という文言が入ってございます。その文言で、議会の議長さんが、教育委員長に出席の義務を、法に基づいて出します。その法に基づいた処理の中の文面の中に、数行下の方に、後から読んでいただきたいわけですけども、委任とか囑託を受けたものについても、議長さんの範疇であると。要するに出席できるものだよと位置付けしてあります。

多分、托治議員が、私教育長という立場でここに出ているのは何ぞやということが一番聞きたいわけですよ。ここについては、本に書いてあるわけではございませんが、実際、私見なところも入りますけど、お許してください。

教育委員会というのは、一般的にいうと2つに分かれます、大きく考えていくと。1つは教育委員5人だけで組織する教育委員会。もう1つは教育委員会事務局までを含んだ大きな組織です。ですので、現場の教師、又は職員と保護者等についても、多分普通は教育委員会といったときには、教育委員会の事務局のことを指すわけです。ですが、教育委員会という言葉は日本全国、統一されているものですから、言葉の使い方が皆さん違うと思うんです。

教育委員会というのは、5人で行われるレイマンコントロール、要するに民意反映の組織でございます。私もその中の一部に入っております。その教育委員会というのは、定例で開かれまして、その中で教育委員会が管理執行する義務というのがあります。森町でいいますと15個くらいの項目があるわけですけども、その義務についてこの5人、要するに教育委員会専門以外の皆さんで話し合うことがあります。それ以外の、教育委員会が管理執行を教育長に委任すると、全て仕事があります。その代表が学校教育であったり、社会教育であったり、全ての教育部分については、私に仕事を委任しますよと、そういうかたちになっております。

ここの議会に、私の立場として話ができるというのは、日々の教



育行政、先ほど言いましたように、教育委員会としての行政的な仕事と、日常的な教育行政、全体的な教育行政、両方に関わってある程度責任のある立場で、参加させていただいて、全体を把握しているという立場であります。

ですので、非常勤の教育委員長が出てお話しするより、常勤で全体的な把握をしている教育長が話すのが最もだろうというようなかたちで、日本の教育には、システムがこうなっております。

ただし、ご存じのとおりに大津の事件を境にして、教育の動き、要するに鈍化というのですかね、非常に問題がありました。ですので、平成27年4月1日以降、地教行法の一部改正というのがございまして、その先ほど言いましたように、地方自治法の文言の教育委員会の教育委員長というのが、今回そこが教育長に変わりました。ですので、新しいシステムになっている教育委員会制度を利用しているところは、何ら問題なく初めに教育委員長に変わりましたとかという言葉を使わずに、教育長としてということで、お話をしていることだと思えます。ちょっと的を射ていないかもしれませんが、私なりの解釈で説明させていただきました。

托治議員が教育の現場、まさに先生方のところを非常に気にしていただいているということは、非常にうれしく思いました。本当に議員がおっしゃるとおりの教育の状態でございます。一番はそれぞれ質問をされましたけども、私の立場で言えるのは、やはりワークライフバランス、働くことの大切さ、家庭人としての大切さ、というものが職員一人一人がコントロールできるような、実態のある教育生活ができればいいなというのが、一番思うところでございます。

給特法の、要するに4パーセントのあれというのは、ここら辺のお金に関しては、私の方でどうのこうの言うことではございませんが、議員ご指摘のとおり、4パーセントだけやって、あとは無いわけですので、そのおかげで教育界の中に、永遠に働いても、要するにそういう意識が薄れているというのが現実です。ですので、見直しもあるかもしれませんが、そこらは注視をしたいとこのよう

に思います。

森町においてはどうだ、というご指摘もございました。正直に言うところとあります。ですが、例えば部活動とか課外活動とかという、その部分のところでは集中的にやられる先生方は、例えば土日朝から晩まで来ると大体1日勤務になりますので、それが例えば5月の連休で言いますと、3日・4日連休が続いているところですので、そういうふうにして考えてくると、例えば5月の実態は他のところよりか多く100時間を超えることがあるかもしれません。ただ通例で直すと、大体80とか70とかいうような範囲でございます。

100時間を超えるような場合については、本人の申出があれば、医者と面談をして、本当に大丈夫か、できるかというようなことの点検は、これは法に基づいて森町でもやらせていただいているところでございます。以上です。

議長  
9番議員

( 山本俊康君 ) 9番、鈴木托治君。

( 鈴木托治君 ) いろいろ説明をいただきまして、ありがとうございます。それこそ残業代を支払う必要がないので、学校は際限なく仕事を増やすと、そういう言い方はひどいかもしれませんが、そういう面も多分あるかと思えます。

結局それは何でかということ、国が教育に対する人件費を抑制したいばかりに、抜本的な改革をしないということが原因にあると思えます。要するに量と質のハードルをどんどんどんどん上げているわけですね。だからもっと教育費に対して、軍事費なんかの暴力装置みたいなものをどんどん減らして、しっかりとした教育を。教育は再三言っているように、国づくりは人づくりから、立派な人が、子どもたちが成長すれば国は栄えます。逆ならば滅びます。そういうことで、もっともっと教育費に、今文科省が非常にいじめられておりますけど、いじているんじゃないで文科省のいうことは全く正しいと思えますよ。100パーセント信じておりますけど。

それはともかくとして、そういうことでしっかりと見直しをして

いただきたいと。そういう中で、5つほど私は質問なり提案なりをしたいということでもあります。

1つは、実態を本当に把握するために、タイムカードを作って、1・2箇月、実態把握、どのくらい働いて、何時に来て何時にしているとか、あるいは土曜日も出ているのか。そういう実態把握なくして、改善はないと。そういうことで、タイムカードの導入をしていただきたいと、このように思います。

それと、この前全協でも話がありまして、また条例で通りました森町いじめ防止等対策推進条例ですけど、これ今の学校の先生の忙しさから言えば、いじめなんかあったって、やりたくないですよ、見たくないですよ、聞きたくないですよ。もう今以上、これ以上できないのを、まだそんなのに費やしたら大変ですよ、本当に。そういうことで、いじめ対策の問題にしても、やっぱり根本的なものから解決していかないと、いじめはなくなるし、学校の先生も知らない振りをする、それは私も人間として当然だと思います。そういうことで、その問題もまず指摘しておきたいと思います。

3点目は、もし教育長、森町の先生が過労死した場合、誰が責任をとってくれるんですか。それに対して、しっかりした明快な回答をお願いします。

それと、もう1点は課外労働といって、中学の場合が主になるんですが、部活ですね、いろいろなバスケットとか何か。こういうのは学校の先生がやるというのもなかなか今言ったように、57パーセントの週60時間以上の超過勤務の中で、まだそれもやるというのは非常に大変だと思いますので、これはやっぱりそういう専門の、一般住民というか、そういうスポーツ、ある意味のバスケットならバスケットを知っている人に、課外実習の2時間なりを、外部から雇ってそれでそれを支払っていただくというような、そういうのがどうだろうかなど、このように考えております。

そして最後になりますけど、近頃問題になっていて、非常に学校教育課の方もご存じだと思うけど、我々と西部で町を組んでいます

吉田町では、夏休みに関する改革を目指しておりますよね。夏休みを8日とか10日とか少なくして、そうして日々の、毎日の先生の仕事を軽減化していくと、そういうことで今吉田町では真剣に取り組んでおります。

これは議会で取り組んでいるのか、行政で取り組んでいるのか、ちょっとその辺は、私は定かではありませんが、この吉田町の問題に対して、今日答えられれば答えていただきたいし、もし答えられない場合でも、吉田町に掛け合って、どのようなことでどういう目的でどのようなかたちで今進行しているかという、そういう進行状況をお伝え願えれば、有り難いと思います。以上です。

議長 (山本俊康君) 9番、鈴木托治君に申し上げます。質問、今ご提案あったわけですが、一般質問、事前通告ができますので、できれば事前通告でそういうことも、質問しておく。今の5点は事前通告していないと。関連で今質問しているけども、事前通告ができるという意味で、事前通告をした方が、当局側も答弁はしやすいと思いますので、事前通告をしていただければと、お願いしたいと。

9番議員 (鈴木托治君) 通告というのは、人数が何人だとか、何月から始めたとか、そういう数字的なものは当然資料があればあるほどいいわけですが、こういうものに関しては、常々教師そのもの、あるいは皆さんが考えておかないといけない事案なんですよ。これを通告なんかというのはちょっとおかしいし、そういうことなくして、教師の責任は私は務まらないと思います。

議長 (山本俊康君) できれば、事前通告ができるんで、できれば事前通告をしていただいたらいかがですかということをお願いいたします。

9番議員 (鈴木托治君) 分かりました。

議長 (山本俊康君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) たくさんありがとうございます。可能な限り答えさせていただきます。

1点目等について、タイムカード等ですが、これはやっていると

ころもございます。ただやはり問題もあるものですから、定着には至っていないところです。それに代わって業務実態調査というものが、職員一人一人がパソコンを使ってやっております。

いじめ問題について、質問があれがうんぬんということで、何を答えたらいいか、分かりかねなかったのですが、これはこの前議会でも承認されたように、森町でもいじめの対策について、対策協議会とか、推進委員会とか、第三者委員会とか組織がきちっとできたと。そういう流れができましたので、学校だけが背負わされるではなくて、何かことがあったときには迅速に対応していこうと、そしてみんなで考えていきましょうっていうようなシステムが成り立ったということでご理解ください。

過労死云々ということは、誰の責任か言える部分があるかもしれませんが、やっぱり町行政とか、いろいろなところとお話ししながら、考えていかなくちゃいけないなというところがございます。

吉田町のことについては、私が述べるまでもなく、本当に今全国というか、静岡県で良い例と、いろいろな部分で表されています。吉田町については、もともと皆さんはご存じないかもしれませんが、県の方から、28年度から未来の学校「夢」プロジェクト事業ということで、吉田町が4つの学校の中の一校で、吉田町にある小学校が指定をもらったんです。この指定で何をやっているかといったら、今ここでまさに私が話しているように、多忙化だよ、これからどんどん学校が忙しくなるよ、先生方があれもこれもやらなくちゃいけないよっていうようなものがありますよね。こういうような問題について、4つの学校が指定をもらって3年間の研究を始めました。

その中の学校が住吉小というのですが、住吉小は今度それに輪をかけて、先日テレビにも出ましたけども、文科省の方で学校現場における業務改善の重点学校、それに輪をかけて、もっと先生方をゆとりを持ったり、充実した生活するには、又は学校の子もたちがゆとりを持った学びをできるためには、どうあるべきかという

研究指定をいただきました。

ですので、それについてどうだという部分ではなくて、私が言いたいのは、やっぱり国や県や私たちも大変なんだと、やっぱりこのままいくと本当に子どもも先生方も大変だよという部分で、何かいいデータというか、調査結果が得られればいいかなということで見ているところでございます。ですので、これから先が夏休みがどうなるのかということかという部分については、当然この席では言えることではございませんが、そういう部分で、いろいろな調査が国を挙げて始まったということだけは、ご理解していただけたらと思います。

部活動等についても、これもテレビで見てご存じかもしれませんが、本年度の4月から、部活動指導員という名目で、文科省の方で認められました。ですが、これは以前小澤議員の方からも指摘をされたことかもしれませんが、中学校の部活で先生が忙しいんだったら、そこへ指導者として入れればいいじゃないか、どんどん任せればいいじゃないかという動きにもなっているんですけども、やはり全国組織、中体連ですね、そこに関わっている教職員の話を聞くと、一概にそこに全てを任せて、やっぱり人間関係づくりとか、やっぱり部活動でしか担任としか関われない人間関係というものが、やっぱり失われたら困るという部分もあるものですから、その指導員の制度が認められて、これから広がっていくという動きはありますけども、やはりそこはその人となりの人間性というのですかね、組織の中できちっと、子どもの育ちに本当にいい影響を与えてくれるかという部分を踏まえて、見直しながら進んでいますので、その点についても、是非ご理解をお願いしたいなと、このように思います。

議長  
8番議員

( 山本俊康 君 ) 8番、中根幸男君。

( 中根幸男 君 ) 8番、中根幸男でございます。私は、先に通告いたしました都市計画道路「新田赤松線」の整備計画について質問をさせていただきます。

都市計画道路「新田赤松線」は、当初、昭和45年に都市計画決定され、整備が進められてきましたが、平成22年3月に策定した森町都市計画道路整備プログラムで見ますと、計画延長2,880メートルの内、改良済みが2,160メートル、残り720メートルが未整備となっております。

特に残りの未整備区間は、市街地で整備が難航するかと思いますが、森地区まちづくりの会の報告書にも「安全・安心・快適な住環境づくりと定住の促進」の1番に上げられておりまして、将来の町づくりに大変重要な路線であると考えております。

そこで、平成29年度当初予算に新田赤松線の概略設計の予算が計上されました。今後の整備計画について伺いたいと思います。

議 長  
町 長

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) 中根幸男議員の都市計画道路「新田赤松線」の整備計画についてのご質問にお答えいたします。

新田赤松線につきましては、ご案内のとおり、昭和45年に都市計画決定し、袋井警察署森分庁舎前の県道掛川天竜線との交差点を起点とし、天宮川向の県道袋井春野線との交差点を終点とする森地区の骨格となる路線として位置づけられています。延長は2,880メートル、改良済延長は2,160メートルとなっており、整備率は75パーセントでございます。

未整備の区間につきましては、天宮土地区画整理区域境から森小学校東側を通り、役場前に至る区間で、延長は720メートルです。

この区間については、第1期の森地区都市再生整備計画事業において設立された、森地区まちづくりの会が協議・検討した成果をとりまとめた報告書の中で「まちづくりの取り組みへの提案」として、整備推進が報告されているところでございます。

町としましても新田赤松線は、森町市街地全体のアクセス向上に加え、住民の安心・安全・快適な住環境づくりと定住促進及び通園路・通学路の安全確保につながる重要な路線であると認識し、平成26年度に整備手法の検討を行い、さらに、今年度、整備実現に向

けた概略設計を実施していくことといたしました。

概略設計では、路線の線形や経済性、施工性、構造比較などの検討を行い、その結果を基に影響範囲や課題などを整理・把握し、地権者や地元への説明資料とするとともに、整備の可否や立地適正化計画を踏まえた整備手法など財源確保についても併せて検討を行い、国や県の関係機関、地権者や地元関係者などとも十分協議しながら、進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、整備には地元の皆さまのご理解とご協力、そして何より議員の皆さまのご支援が欠かせませんので、今後とも新田赤松線整備につきまして、より一層のご理解をお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議長 (山本俊康君) しばらく休憩をいたします。

(午前11時54分～午後1時00分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、中根幸男君。

8番議員 (中根幸男君) 再質問させていただきます。答弁にもありましたように、新田赤松線の整備を進めることは、日常生活の利便性を高めることはもとより、南北の交通軸が結ばれ、町中の活性化あるいは観光振興にも繋がるものと考えております。また、同時に町の防災機能の向上にも繋がりますし、まさに太田町政の大きな政策になると考えております。

先ほど申し上げましたように、残り720メートルの未整備区間につきましては、市街地で家屋の移転等、事業が難航するかと思いますが、是非政策的に進めていただきたいというふうに思っております。

そこで、具体的な計画は答弁の中でなかったように思いますが、現段階で把握している状況について、まず1番目に用地の取得面積、それから家屋の移転戸数がどの程度になるか、そして2つ目に着手の目途について伺います。

議長 (山本俊康君) 建設課長。



建設課長

( 中村安宏 君 ) 建設課長です。中根議員の再質問ですけど、影響範囲、家屋の移転、土地の買収等でございますけれども、あくまでも参考ではありますけれども、平成26年度に整備手法の検討におきまして、図上で把握した概数ということになります。前置きとしてそのようなことで、ご理解いただきたいと思えます。

まず、土地につきましては、約4,700平方メートル、70筆ほどございます。地権者につきましては約45名、それから家屋につきましては約40棟、所有者は35名程度と想定されております。

今後のスケジュール的なものにつきましては、明言はさせてもらっていないわけですけども、今年度それこそ概略設計を行いますけれども、今後のスケジュールにつきましては、どのような事業メニューで実施するかにより多少異なりますし、まずは地権者、住民の理解を得るのが第一と考えておりますので、この場で具体的なスケジュールをお示しすることができないということでございます。

今後は、この概略設計を基に、地元説明会それからワークショップを開催する等、合意形成を確実に図りつつ、実施設計や用地測量等を進めていくこととなります。実際の工事着手につきましては、その後ということになります。今の段階でお答えできるのは、以上になります。

議 長

( 山本俊康 君 ) 8番、中根幸男君。

8番議員

( 中根幸男 君 ) 町長に一点だけ、それこそ政策的に今後進めていかれるかどうか、その点だけ確認させていただきます。

議 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄 君 ) 最初の答弁でも申し上げましたように、森地区まちづくりの会が検討・協議をしていただいた結果をとりまとめた報告書の中で、まちづくりの取り組みへの提案として、この新田赤松線の整備推進が報告をされております。

私も当時、森地区まちづくりの会のメンバーとして、この会議に出席をしておりましたので、そのときの状況を十分承知をしておりますし、また私も、この新田赤松線の整備が必要であるということ

は、当時もメンバーの1人として申し上げさせていただきました。  
そのような経緯もございますので、私も中根議員がおっしゃるよう  
に、森町の主要道路として、この新田赤松線の整備を進めてまいり  
たいと、そのように考えております。

ただし、まだまだこれから詳細について具体的にになっていくわけ  
であります。やはり事業規模といたしましては、大変大きなもの  
になるかと思っておりますので、どのようなメニュー、補助メニューを  
採択していくのか、申請していくのか等々を考えながら、昭和45年  
に都市計画決定されて以来、いまだに完成していないという本当に  
長期間にわたって、実現が待たれている路線でありますし、言っ  
てみればその間、沿線の住民の皆さんには規制をかけているような  
状況でありますので、早く実現に向けて進みたいとは思いますが、  
早く実現に向けて進みたいとは思いますが、早く実現に向けて進みたい  
と思っております。

申し上げましたように、事業規模は大変大きなものになるかと思  
いますので、当然町全体の財政状況等を勘案しながら、進めてま  
いりたいと、そのように思っております。

中根議員からは、是非進めてほしいという有り難い応援の言葉も  
いただきましたので、是非、議会の皆さま方にも、具体化したとき  
には、是非応援をいただきたいと思っております。以上です。

議 長  
4 番 議 員

( 山 本 俊 康 君 ) 4 番、岡野豊君。

( 岡 野 豊 君 ) 4 番、岡野豊でございます。私は、議長のお  
許しをいただきましたので、先に通告いたしましたとおり、危険  
な状態の空き家に対しまして町はどのような対策を考えているかお  
伺いをいたします。

空き家につきましては、全国的な問題でありまして、全国に820  
万戸あると言われており、年12万戸のペースで空き家が増加してい  
る状況とこのことでもあります。このような状況を受け、平成27年2月、  
空家対策特別措置法が施行されました。この法律を受け森町におき  
ましても、空き家実態調査を実施しました。先日の議会全員協議会

におきまして、空き家等実態調査の結果報告がありました。

今回の調査は、措置法施行に基づき、今後の町内の空き家等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するための基礎資料とする空き家等の実態調査でありました。調査は、昨年9月から10月にかけて、町内会の協力、それから袋井消防森分署の調査情報を基に635戸を抽出、現地調査、所有者の意向調査を行い、空き家候補として505戸が確認されたとのことでありました。今回の調査により、所有者と町が一体となって空き家の利活用に向け、進んでいけると大変感謝と期待をいたしているところであります。

今回の調査データを基に、町民の安心安全を、町としてどのように取り組んでいくか、そのお考えを町長にお伺いをいたします。

議 長  
町 長

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) 岡野議員の「危険な状態の空き家に対して、町はどのような対策を考えているか」のご質問にお答えいたします。

適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生面等地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、生活環境の保全を図り、併せて空き家等の利活用を推進するための施策を計画的に進めることが必要とされております。

町といたしましても、先の全員協議会でご説明いたしましたとおり、平成28年度に実施した空き家等実態調査の結果を受け、今年度、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等対策計画の策定作業を進めているところでございます。

この計画には「空き家等の対策のための基本的な方針」、「空き家等の適切な管理の促進に関する事項」、「特定空家等対策のための指定基準、マニュアル等に関する事項」、「空き家バンク設置等利活用に関する事項」、「空き家相談など支援制度に関する事項」などを規定することになります。

主な項目の中の「特定空家等対策のための指定基準、マニュアル等に関する事項」においては、特定空家の判断基準、所有者等への指導方針及び代執行手段など具体策に関する事項等について、また

「空き家バンク設置等利活用に関する事項」においては、空き家バンクの設置、移住定住化促進のための助成制度、除却後の跡地活用方針など利活用に関する事項について、森町の状況に応じた内容となるよう検討してまいりたいと考えております。

次に「空き家相談など支援制度に関する事項」においては、相談や支援に関する事項等について、整理してまいりたいと考えております。なお、地域住民からの空き家等に関する相談につきましても、相談内容により担当課も異なることから、相談窓口の一元化等の体制づくりや、また個人の財産に関するものなどで行政が関与することに問題がある場合もあることから、静岡不動産流通活性化協議会等の空き家相談を活用するなど、関係団体との連携についても検討してまいりたいと考えております。

ご質問の「危険な状態の空き家に対するの対策」でございますが、危険な空き家と言いましても、状況や経緯等が様々でありまして、個々に具体的な事案に沿って対応していくこととなります。いずれにいたしましても、現在策定中の対策計画に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

したがいまして、本年度の空家等対策計画の策定に当たりましては、関係機関と十分調整の上、所有者の空き家等適正管理に対する意識啓発や老朽化等により危険な状態である空き家対策と併せて移住定住化促進のための利活用対策や相談体制等の支援体制など、町民の安心安全の確保に向け、町の実情に合った空き家対策となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長  
4 番議員

( 山本俊康 君 ) 4 番、岡野豊君。

( 岡野 豊 君 ) ご答弁ありがとうございます。これからの取り組みに5項目ありまして、町長の方から、1の基本的な方針から、5番目の空き家相談等支援制度、ということでご説明をいただきました。

この中で所有者の方と、協議をして対策を進めていくと。それか

ら、大変重要なことの一つに町長が触れられておりました、この空き家を利活用するということも、やはり大変重要かと思えます。やはり、お金をかけずにリフォームで住むことができ、人口の減少にも歯止めがかかるということで、移住定住の促進のための助成制度、こういったものも検討していただけるということで、大変有り難い答弁をいただいたというふうに思います。

私は、今後進める上で、2点重要なところが、ポイントがあるんじゃないかなと思っております。

1点は、4番目のこれからの検討の中にありましたけども、空き家バンク等の設置をすると、そういったものを活用して検討するということがございました。今回の調査が契機となりまして、空き家が適正管理されまして、空き家の貸し借り、また売買が進みまして、移住・定住者が増加することを、私なりに大変期待しております。今後、土地建物所有者の方と町の連携のもとに、検討事項の移住定住者の空き家バンク、こういったものを創設して、森町の人口減少に歯止めをかけるということが重要かと思えます。

この空き家バンクを創設すべきと、私は考えますが、検討するというだけでなく、早急に、前々から空き家バンクの必要性は訴えられてきておりますので、創設の時期等を考えておりましたら、そのお考えをお伺いをしたいと思えます。

それから、もう1点、先ほど窓口、森町に合った状況のもとに、静岡不動産流通活性化協議会こういったところにも相談をかけながらというお話でございました。それから担当課が多岐にわたるということではありますが、こういった法律をできまして、いろいろなその所有権ですとか、生活環境の保全ですとか、役場の課の中でも、建設課、住民生活課、保健福祉課といったいろいろな窓口へ出向いて、今までも相談をしているということがございます。

今回の法律を受けまして、市町村にかなりのウエイト、責任を持って対応するようにと、そんな法律が整備されておりますので、空き家相談、これは森地区におきましては、私の住んでいる森地区な

んですけども、今回の空き家等の候補建物ということで190戸があったという調査の結果が出されております。全体で505戸の内の190戸ですので37パーセントという大変大きなウエイトを占めております。この空き家に隣接している住民の方の日々の生活、大変苦勞があるというふうに私も感じてはおります。

居住しているお宅のお隣が空き家になってしまいまして、瓦の落下の心配、ガラス窓等の破損、ネコ等が侵入して環境衛生の悪化。それから大雨が降りますと、お住まいされてるお宅に、その雨水が流入してきてしまった。これは排水機能が手がかかっていないために、そのお隣のお宅が常にそういった環境にさらされているということがございます。

こういった不安を国の方でもこういったことを、市町村に窓口の設置と、指導も与えておりますので、今回のこの法律、それと空き家調査を取り組みましたこれを契機に、相談窓口の設置、これは一元化をしていただきたい。行政の中では、横のつながりが当然ございますので、こういった相談窓口を一本化して、窓口で対応して、行政の中で連携をとって、そういった調整に取り組んでいただきたい。是非とも、法律でも、市町の責務ということではっきり謳われておりますので、町としてもイニシアチブをとりまして、こういった森町に生活していく上で、こういった空き家等で苦勞をすることがないように、町の方で窓口の一元化ということで、お願いをしたいと思います。

私の方から2問目といたしまして、3つの点、ただいま申し上げました空き家バンクの設置、総合窓口の一元化、支援制度ということで、移住定住の支援の制度、それから危険な特定空家等の除去ですかね、そういったものに対する支援制度ということで、私は必要かと思っておりますので、この3点、町長に再度お伺いをします。

議長  
建設課長

( 山本俊康 君 ) 建設課長。

( 中村安宏 君 ) 建設課長です。岡野議員の再質問、まず1点目ですけど、空き家バンクの創設についてでございますけれど

も、この件につきましては、今まで説明してきたとおりですね、今年度対策計画を策定する中で、時期、どういう体制にするか、そういうことも含めまして、検討していくこととなりますので、岡野議員の言われたとおり、早急にということですので、それに沿うようなかたちで検討の方は進めていきたいと思っております。他の先進事例等も参考にしながら、今年度しっかり、検討をさせていただくということになると思います。

それから窓口の一元化ということで、答弁の中にも窓口の一元化ということでさせていただきました。具体的には、窓口の一元化ということで、プラスですね、職員の知識の向上等も含めまして、窓口の一元化の強化。そういうこともさせてもらいまして、維持管理に関する相談や、有効活用に関する相談、それから解体に関する相談、跡地に関する相談、特定空家等に関する相談ということで、こういうようなことは一元的に相談に乗れるような体制を整えたいということをございます。この設置時期につきましても、早急に対応できるように、今年度しっかり検討をしていくということになります。

3点目ですけれども、支援制度、特定空き家の除去等につきましても、最終手段として、特定空き家という指定をすることになりますけれども、空家等対策計画の中で、特定空き家の指定基準等についても、具体的に記載することになりますけれども、指定に当たりましては、立入検査等を実施しまして、基準に基づいて、保安上、衛生上、環境上、公共上、様々な横断的な観点で、指定の可否について判断をしていくということになります。しかしながら、老朽化した空き家といえども、飽くまでも個人の財産ということで、一旦指定されますと、税制面等、所有者に不利益に生じることにもなりますので、指定については慎重に進めていく必要があるだろうと考えております。

この辺りをクリアして、実際に特定空き家を除去するというようなことで、いわゆる代執行というのは、本当の最終手段ということ

にはなると思いますけど、これにつきましては、これも計画の中で特定空き家の除去のための代執行の手段について、記載することになります。

代執行の具体的な流れとしましては、指導、助言、勧告、通知、意見聴取、それから公告、代執行、そしてその後は要した費用の徴収、納付がなされなかった場合は督促、最終的に滞納処分、差押え、このようなかたちの流れになると思われます。

代執行につきましては、個人が行うべきことを行政が代わって行うものでありまして、それに要した費用については、助成するとかでなくて、やはりその所有者に対して最終的に支払を求めることとなります。しかしながら、不納欠損になる可能性も非常に高いと想定されることや、飽くまでも、先ほども言いましたように個人の財産でもありますので、個人の財産を処分することになりますので、全国的に見ても、先ほども言いましたように個人の財産でもありますので、個人の財産を処分することになりますので、全国的に見ても、先ほどおっしゃいました空き家、全国で820万戸と言われたけども、その中で今まで代執行としてある事例としては、数十戸しかないというのが現実でございます。

代執行も、これは飽くまでも最終手段となりますので、まずは粘り強く、相談窓口等で対話を重ねると、そういうことが一番重要になってくるというふうに考えております。以上です。

議 長  
4 番議員

( 山本俊康君 ) 4番、岡野豊君。

( 岡野 豊 君 ) 建設課長の方から今お答えをいただきました。空き家バンクの設置につきましては、今年度策定をする対策計画の中で、先進地の事例等を参考にしながら、検討していただけるということですので、これは当然設置をしていただけるということをお前提にした検討というふうに受け止めをさせていただきます。それから窓口の一元化につきましては、職員の知識の向上等で強化して、一元化これも今年度検討していただくということでありました。大変有り難く思います。



支援制度につきましても、最終的には所有者の方の負担ということになるかと思えますけども、最終が代執行ということで、手荒い方法になってしまうかと思えます、空き家対策の特別措置法では、市町村長の責務が4条でしっかりと謳われております。

第14条では、特定空家等に対する市町村長の取るべき措置として、ただいま建設課長の方からも説明がございました。指導、助言等を行い、最終的には町の方の指導に、勧告に従わなかった場合は代執行ということ、命令をするというところまで、はっきり謳われております。国は市町村長に大きな権限を持たせて、この問題に全面的に取り組むのは市町村長だよと。「市町村長は」ということで謳われておりますので、これから空き家の認定作業等、個別に進んでいくかと思えますけども、法律に定められた権限と指導力を町長には発揮していただきだきまして、空き家問題に日々悩んでおられます方々の悩みが少しでも解消されるよう期待をいたします。

最後に、町長はこれから森町の空家等対策計画の策定をされていくわけですけども、具体的に、どこに視点・重点をおいて、この計画を、策定のための検討を進めていくのか再度町長にお伺いいたします。

議 長  
町 長

( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄 君 ) これから計画を策定していく中で、その計画に盛り込まなければならない項目というのは、今までも申し上げたとおりでございます。大きく分けて、空き家の利活用と、周囲に悪影響を及ぼしている空き家の問題の解決という2つの点になるかと思えます。

建設課長から答弁いたしましたように、利活用につきましては、せっかく昨年度調査を行いましたので、これを空き家バンクというものに、そのままの名前を使うかどうか、どういうかたちになるかは別としても、利活用につながる仕組みにしていきたいと思っております。

調査をした結果、私は思った以上に利活用していいよという所有

者の方が少ないのかなという感想をもっております。ということは、もう少し所有者が利活用しても良いよとっていただけるような支援も必要なのではないかなとってしております。

実は先日、私の知人から直接、ある特定の空き家に対して、あそこに住んでみたいがどうかという相談を受けたことがございました。その指定された空き家は、今回の調査の中では、空き家として指定をされていない、調査の結果上では上がってこなかった建物でありましたけれども、所有者としては貸しても良いよと、売却しても良いよという意向がございましたが、家族の方は自分たちでまだ活用していきたいという意向があって、そこに希望された方が移住をするということにはつながりませんでしたけれども、このようにまだまだこれから制度を構築していく中で、空き家バンクの対象となる空き家というものは、掘り起こされていくのではないかなと思いますので、そういった期待も込めながら、空き家バンクの創設に努めてまいりたいと思います。当然これは、移住定住促進のための一つのツールとして活用していきたいとってしております。

近隣のお宅に迷惑をかけている空き家等につきましても、最終的には代執行という権限も市町村長に与えられているということでもありますけれども、当然それはその後に、その要した費用の徴収をしていかなくてはいけない。それが可能な空き家ならば、代執行までいかなくても、その前にお話ができるのではないかなと思いますので、代執行というのは、なかなかハードルの高い権限ではないかなとってしております。

これまでも森町において、周辺に迷惑をかけている空き家等について、粘り強く所有者に交渉した結果、所有者の手によって除去されたという事案もございますので、まずは粘り強く所有者と交渉していくということが、森町として取り得る策ではないかなとってしております。

相談窓口の一元化ということも進めてまいりますけれども、こちらも限られた職員の中で、新たにそれのみ担当の部局を創設すると

いうことも一つの方法であります。果たしてそれが限られた職員の現状の中で可能かどうかということも踏まえながら、限られた職員の中で可能な限り一元化を図ってまいりたいと思っております。

それは言ってみれば、森町役場は小さな組織でありますので、横の連絡、縦の連絡を密にしながら、十分に補足できるのではないかなと思っておりますので、今の現有勢力の中で、より効果的な窓口の一元化に向けて、構築していきたいと思っております。以上です。

議長  
2番議員

( 山本俊康君 ) 2番、加藤久幸君。

( 加藤久幸君 ) 2番、加藤久幸でございます。2問質問をさせていただきます。まず1問目は、職員の飲酒運転防止に対する取組、教育についてということでございます。昨今、飲酒運転が社会問題になっています。飲酒運転の危険性や犯罪性がこれほど多くの人に認識された時代はありません。飲酒して運転をし人を傷ついたり人を死なせるのは、決して過失ではなく故意の犯罪であることが法律の枠組みによっても示されました。

危険運転致死傷罪が創設されたのも、酒気帯びの基準値が下げられたのも、同乗者や管理者などを含む厳罰化や、行政処分の強化もその流れの一つです。こうした社会の動きの中で、多くの事業者や行政が、管理強化を行っています。しかし、規則を変えることはすぐにできても、長年培われてきた習慣や風土というものは一朝一夕には変わらないと思います。酒気帯び運転はドライバーの長年の飲酒の習慣や、酒に甘い地域性、職場の風土を背景として起こると思います。

つい飲み過ぎて前夜の酒が抜け切れていなかったり、アルコールの脳への作用による気の緩みから、これくらいなら大丈夫と思ってしまったり、寝酒からいつの間にかアルコール依存へと足を踏み入れてしまったりということが起きてくると思います。飲酒運転防止が一筋縄ではいかないのは、そのためだと思います。

そこで今、森町役場では、飲酒運転防止のためにどのような職員教育をなされ、どのような効果が現れ、それをいかに活用されてい

るのか、町長のご所見を伺います。

引き続き2問目の質問に入らせていただきます。森町スポーツ推進委員の選考基準、資格についてということでございます。スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定に基づきスポーツ推進委員の役割、定数、任期、任命権者等が定められていると思います。また大変重要なお仕事と考えます。

その責任ある立場の方が、どのように選考がなされ、任命後どのように教育またどのような資格が必要なのか。青少年の健全育成も含めた観点から教育委員長にお伺いします。

議長 （山本俊康君）町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）加藤議員のご質問にお答えいたします。初めに、職員の飲酒運転防止に対する教育、取組について申し上げます。

「飲酒運転の防止のためにどのような職員教育を行い、どのような効果が現れ、いかに活用しているか」のご質問ですが、平成18年、福岡市において飲酒運転の乗用車に追突され、橋から児童3人が転落し死亡するという痛ましい事故がありました。これを機に平成19年に道路交通法が改正され、飲酒運転の罰則が強化されております。

これを受け、森町においても飲酒運転撲滅や交通安全徹底のため、様々な取り組みを行ってまいりました。

まず、全職員に対し、毎年飲酒の機会が多くなる年末年始の前に「年末年始における服務規律の確保について」を通知し「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」を肝に銘じ、交通安全には十分注意をするように呼びかけています。

また、役場内のトイレには、袋井警察署・袋井地区安全運転管理協会が作成した「追放！ 飲酒運転。軽い一杯重い代償。飲酒運転は犯罪です！」というステッカーを掲示し注意を促しています。

それから、食堂西側の通路には、交通安全掲示板を設置し、道路交通法の改正内容や、交通事故発生状況、交通安全啓発ポスターなどの掲示を行っています。さらに、課長会議において、ゴールデン

ウィーク等の連休前や各地区の祭典前には、交通安全の徹底と公務員として節度ある行動を取るよう指示を出しております。

各所属においては、歓送迎会や忘年会など飲酒を伴う行事を行う場合には、朝礼などで車の利用をしないよう常に呼びかけを行っております。

次に、安全運転管理者選任事業所としての森町役場の取り組みといたしましては、セーフティドライバーコンテストに毎年3名の若手職員を選手として出場させ、安全運転技術の向上に努めております。さらには、平成25年度から3年間かけて、動画で再現した交通場面のケーススタディを通じて「危険予測能力」を身につけるための交通安全研修を全職員対象に行いました。

こうした様々な取り組みにより、森町においては、飲酒運転の違反をした職員はおりません。

しかし、議員ご指摘のとおり、全国的には、いまだに飲酒運転による事故が発生し、社会問題となっておりますので、今後も職員に対し、啓発や研修を通じ継続的に職員教育を実施し、飲酒運転防止に努めてまいりたいと考えております。

議長  
教育長

( 山本俊康 君 ) 教育長。

( 比奈地敏彦 君 ) 教育長です。2問目の「森町スポーツ推進委員の選考基準、資格について」教育委員長へのご質問ですが、代わって私、教育長からお答えいたします。

スポーツ推進委員制度は、昭和32年の文部事務次官通達により、体育指導委員制度として発足し、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」の第19条によりまして、市区町村教育委員会任命の体育指導委員として法的に位置付けられました。この「スポーツ振興法」が、平成23年に「スポーツ基本法」に50年ぶりに改定され、同年8月から施行により体育指導委員からスポーツ推進委員に名称が変更になっております。

このスポーツ基本法の第32条に、スポーツ推進委員が規定されています。第1項では、当該市町村においてスポーツの推進に係る体

制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するとあります。

第2項においては、当該市町村においてスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うとあります。

第3項では、スポーツ推進委員は非常勤とするとあります。

このスポーツ基本法第32条第2項を受けまして、平成23年8月に「森町スポーツ推進委員に関する規則」を定めまして、職務、定数、任期、服務、研修等について規定しております。

現在森町では、スポーツ推進委員を12名の方に委嘱していきまして、三倉地区に男性1名、森地区に男性3名女性1名、一宮地区に男性2名、園田地区に男性1名女性2名、飯田地区に男性2名の構成となっております。現在の任期は、平成28・29年度の2年ですが、昨年度新規に委嘱した委員が2名います。

議員ご質問の中にあります、どのように選考されているかにつきましては、多くの場合、退任される際に後任を推薦していただき、職員が推薦いただいた方に直接連絡をし、内諾をいただき、候補者として教育委員会に諮りましたのち、委嘱をいたしております。また、平成28年3月には回覧により公募したこともございます。

現在の委員は、中学校・高校まで、あるいはそれ以上の年代におきまして、野球、ソフトボール、バレーボール、柔道、バドミントンなどに取り組みされた方が多くおられます。資格が必要かにつきましては、先ほど申し上げましたことと重複しますが、スポーツ基本法第32条に、当該市町村においてスポーツの振興推進のために、必要な熱意と能力を有する者の中から委嘱するとあり、資格についての定めはございません。近隣市におきまして、選考基準や要綱を定めているところはありませんでした。

委嘱後どのような教育が必要かにつきましては、スポーツの推進

のための知識や技術の習得は必要でございます。

このため湖西市、磐田市、袋井市、掛川市と森町の4市1町のスポーツ推進委員が合同で行う実技研修会、及び静岡県スポーツ推進委員連絡協議会の実技研修が近隣市町で開催される場合には、可能な限り参加していただいております。

また、東海4県のスポーツ推進委員研究大会、静岡県スポーツ推進委員連絡協議会研究大会へ予算の範囲で派遣し、必要な知識や技術などの習得に努めております。また、各地区を巡回する教室を開催する前にも、できるだけ研修を行いスムーズな教室運営ができるよう努めております。

スポーツ推進委員会の事業としましては、毎月月初めに会議を行い、当月の事業予定の調整・準備、前月の反省などを行っております。

青少年健全育成の観点からは、スポーツ推進委員の主催事業の一つとしまして、来る8月6日日曜日に、小中学生を対象にレクリエーションスポーツを中心として「元気もりもりスポーツ教室」の開催を予定しております。小中学生が楽しみながら親子などでスポーツを楽しめるような教室になるよう、今準備をしております。

この他の活動としましては、森町体育協会本部や森町体育協会各支部の求めに応じまして、指導、助言、準備や審判を行うなど支援をしております。

以上、申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長  
2番議員

( 山本俊康君 ) 2番、加藤久幸君。

( 加藤久幸君 ) 職員のアルコールについての、飲酒運転防止に対する件に関しまして、ビール1本は基本的に専門的に言いますと1単位、500ミリリットルが1単位とっております。その中で厚生労働省が主導している21世紀の国民健康運動、健康日本21の中にある節度ある適度な飲酒の目安が示されています。

それが1単位、体質的にお酒の弱い人、アルコールの害を受けやすい女性、高齢者は半分になると定めております。男性は日々2単

位以上、ビールで言いますと500ミリリットルを2本以上、女性は1単位以上の飲酒をしていると、生活習慣病になるリスクが高まります。また3単位以上の多量飲酒では、脳出血又はアルコール依存症になる恐れも高まります。翌朝にアルコールが残って気付かず酒気帯び運転になってしまう恐れもあります。実際、飲酒運転で免許取消しになった人の6割が3単位飲酒です。ちなみに日本酒で言いますと1合1単位というふうに示されています。ウイスキーはダブル1杯60ミリリットル、ワインが小グラス2杯200ミリリットル、チューハイ7パーセントのアルコール度数の缶が350ミリリットルこれが1単位、焼酎におきましては25度の焼酎コップ半分が1単位と、こういう定めになっております。

そのような観点から今大手の企業等においては、飲酒運転防止対策にデータを数値化し、またマネジメントしてアルコール検知器を活用されているところも数多く見られます。これに対して導入のお考えはいかがでしょうか。再度質問をさせていただきます。

議 長  
町 長

( 山本俊康君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) ただいま加藤議員から飲酒について非常に細かくご説明をいただきました。ビール500ミリリットルが1単位というようなお話でございますが、飲酒というものについては、それぞれの個人の体質あるいは嗜好等あるでしょうから一概に言うことはできない。一つの基準としてのご説明だったと思います。

1問目の回答でも申し上げましたように、森町において職員が飲酒運転をしたという事例は、何年さかのぼるか分かりませんが、昨今、私は承知しておりません。また現在も1問目の質問の中には、酒に甘い風土とか職場というような言葉もありましたけれども、森町役場がそういうような風土を持っているとは思っておりません。

そのようなことから考えまして、現在取り組んでいる取り組みで十分に職員に対しては、飲酒運転に対する抑制、注意が喚起されているものと思っております。その大企業で取り込まれている様々な機器を用いた取り組みであるとか、あるいはデータを用いた組み



みというものも飲酒運転を撲滅するという上では、非常に効果のあるものだとは思いますが、今すぐに森町役場で導入するかということをお聞きすれば、私は今現在そのような必要は感じておりません。以上です。

議長 (山本俊康君) 2番、加藤久幸君。

2番議員 (加藤久幸君) 将来的にアルコール検知器導入はお考えでしょうか。

議長 (山本俊康君) 町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄君) このアルコール検知器は、私の認識の範囲では、運送業、バスの運行会社等、運転を業務とする職場において、多く導入されているのではないかなと思っております。

それを、森町役場が将来的に導入にする考えがあるかということでございますけれども、今の時点において、将来どうなるか分かりませんが、今の時点において将来においても、そういった機器を導入しなくても、飲酒運転を撲滅していきたいと。そういう機器の導入をせずに飲酒運転撲滅をこのまま継続していきたいと、そのように思っております。

議長 (山本俊康君) 1番、岡戸章夫君。

1番議員 (岡戸章夫君) 1番、岡戸章夫です。今日は通告に基づき、遠州の小京都まちづくりの推進に関して2つ、それからドローンの活用に関して1つ質問させていただきます。

まず、教育委員長に伺います。平成27年に遠州の小京都森町基本構想が策定され、早2年がたちましたが、昨年の議会での質疑のとおり、まだまだ浸透が不十分と感じています。そこでこれをより推進していく中で思うことは、学校で子どもの頃から耳に親しみ、いわれなどを学んでいけば、おのずと町民にも浸透し「遠州の小京都って何？」と聞かれたときにも胸を張って答えられるようになるのではないのでしょうか。

また、教職員の方も4分の3くらいの方が、町外の方とお聞きしておりますので、一緒に学んでいただければ、森町ファンも増える

ことと思います。

そこで、今後小中学校問わず、郷土について学ぶカリキュラム等がございましたら、そこで遠州の小京都について取り扱う考えはありますでしょうか。それが1問目です。

次に町長に伺います。江東区民まつりや各種イベントへの参加、協賛等により森町のPRが積極的に行われていることは大変心強く感じますが、これらをより推進し、遠州の小京都を内外に認知してもらうことが急務と感じています。

そこで、単独で森町をPRすることも大切ですが、周辺市町と連携して、例えば遠州地区全体の観光を底上げし、結果として森町の認知度を上げる施策も必要かと考えます。例えば、これは私個人的にですが、春野町さんからは、秋葉山や春埜山など秋葉街道の復活を観光の起爆剤にしたいとの動きもあり、森町でも一緒にどうですかなどのお誘いを受けております。

また他の市町との連携を組むことにより、職員の方々も新たな視点づくりやスキルアップにもつながるかと思えます。そこでこのように他の市町と積極的に連携をとっていく観光の施策推進の考え方や方向性はもっておられますでしょうか。

最後にもう1つ町長にお伺いいたします。近年技術革新は日々ものすごい勢いで進歩し、それに伴い享受する側もそれをうまく活用したものが生き残るとい時代です。ご存じかと思えますが、その中の一つにドローンがあります。お手元に議長の許可を得まして、このドローンの参考資料も配らせていただきましたので、ご参照ください。

最初はおもちゃの範疇であったものが、今や映像技術を駆使した映画やテレビ番組、さらには観光PRには、もはや欠かせないものとなっています。また建設現場や宅配業においても活用の研究が始まっています。5月には三倉小学校にて、近隣の学校では初めてドローン学習を行い大変成果を上げています。景観がすばらしいこの森町をPRする絶好の技術だと思いますし、農地の調査や災害時の

活用など、幅広く活用し業務の効率化や質を上げる技術だとも思います。

町長もICTの活用を推進されておりますので、そこでお伺いたします。今後森町でもドローン等先端技術の導入を考えておりますでしょうか。外部委託のケースも含めてお答えいただきたく存じます。以上です。

議長 (山本俊康君) 教育長。

教育長 (比奈地敏彦君) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。始めに「遠州の小京都まちづくりの推進について」のご質問であります。教育委員長に代わりまして、私、教育長からお答えいたします。

「郷土について学ぶカリキュラム等で、遠州の小京都を取り扱う考えは」ということですが、現在小学校におきましては、社会科や総合的な学習の時間などで、ふるさと学習、郷土学習を行っております。特に3・4年生は、社会科において「わたしたちの森町」という副読本を使って、郷土の歴史や文化、産業、また学校の周りの様子などについて学んでおります。

総合的な学習の時間におきましても、地域の方に地元で伝わる昔話や伝統行事、古いしきたりなどについて教えていただいたり、川についての学習では、太田川漁協の方にもお話をさせていただいたりする中で、アユ釣りの情景、川がもたらす風情等、ふるさとの森町の良さを学年ごとに発達段階に応じて学習しているところであります。このような機会に、遠州の小京都森町について話題にすることは、可能でございます。

また、地理学者志賀重昂が、森町を訪れた際に詠んだ「森町之賦」は、森町が「遠州の小京都」と呼ばれる由縁となった詩として知られており、ここからも森町と京都との地理的な類似点を読みとることができますが、中学校におきましては、国語科の古典の学習の中でこの漢詩を紹介したり、地理等の中で遠州の小京都森町の紹介をしたりすることもできるかもしれません。

直接的ではございませんが、神社・仏閣や舞楽などについて学ぶことも、京都とのつながりを理解する上で大変大切であると思っております。

教育委員会におきましても、文化振興係が、授業の参考となる資料として「森町之賦」のわかりやすい解説書を作成したり、京都とのつながりのある文化財等を紹介したりするなど、小中学生が少しでも「遠州の小京都」に興味関心が持てるよう支援をしております。

年間の限られた授業時数の中で、遠州の小京都に特化した授業を行うことは難しいと思いますので、関連のある社会科の地理や、国語科の漢詩等を学ぶ中で、また、総合的な学習の時間等の中で話題にするなどして、今後も学校現場に無理のない範囲で取り組んでいけたらと思っています。

議 長  
町 長

（ 山 本 俊 康 君 ）町長、太田康雄君。

（ 太 田 康 雄 君 ）次に、2つ目の「遠州の小京都まちづくりの推進について」のご質問にお答えいたします。

周辺市町との連携による観光の施策推進の考えはということでございますが、町では、新東名高速道路の開通などを契機として、平成24年の全国京都会議への加盟を皮切りに、遠州の小京都まちづくり基本構想、基本計画にございますように、積極的に町内外のイベント等で「遠州の小京都・森町」をPRしているところでございます。

議員ご案内のように、昨年度、東京都の江東区民まつりへ初めて参加いたしました。10月15日・16日の2日間でしたが、江東区木場公園で44万人の人出の中、森町観光協会が主体となり、茶商組合や菓子組合、温室農業協同組合クラウンメロン支所と連携し、森町のPRを行ってまいりました。

本年度につきましても、これまでに5月7日に北海道森町の桜まつりに訪問し、茶娘と一緒に静岡県森町の新茶と観光PRを行いました。また、森町観光協会が6月10日・11日に小笠山総合運動公園駐車場で開催された「ふじのくにキャンピングカーショー」でPR

ブースを出展し、冷茶の試飲、観光パンフレットの配布を行っております。続いて6月30日・7月1日には、袋井市が実施する東京駅前の東京シティアイでの夏の観光キャンペーンに出展し、森町PRを実施する予定でございます。

また、昨年につき10月28日・29日に開催される江東区民まつりへの出展も江東区長の快諾を得て、準備を進めております。

議員ご指摘の周辺市町と連携して遠州地区の観光の底上げということでございますが、現在、森町では、森町観光協会が、中東遠地区の5市1町の観光協会で構成される「遠州観光ネットワーク」や浜松市を含む県西部地区の市町や観光協会、観光事業者で構成される「静岡県西部地区観光協議会」に加盟し、県西部地域や中東遠地域の観光情報を共有し、情報発信やイベント等を実施しているところでございます。

さらには、平成31年度の4月から6月にかけて「デスティネーションキャンペーン」が静岡県で開催されることが決定しました。これは、JRグループと自治体、地元の観光事業者が共同で実施する国内最大の観光キャンペーンであり、激しい誘致競争が行われます。

「遠州観光ネットワーク」では、これを契機と捉え、中東遠地区を広くPRし、観光客を誘致するため、行政、観光協会が連携して、中東遠地域の観光資源の掘り起こし、観光商品の売り込み準備を進めているところでございます。

また「遠州の小京都まちづくり基本構想」には、遠江の国づくりとして、磐田原の台地の先端である今の磐田市に国府が置かれ、その真北に光明山が創祀され、これを東西に分ける形で秋葉山と春埜山がそびえ、太田川の要の森町に遠江国一宮が置かれたという都うつしのことが記述されております。また、森町は、江戸時代には秋葉街道の宿場町として多くの秋葉山詣での人々で栄え、今も町内には多くの秋葉常夜灯がございます。

遠州地区の観光の底上げには、このような歴史的背景を活用し、近隣市町と連携を図ることも効果的であると考えられますので、引

き続き、広域連携を深め、情報の共有を強化し、森町の観光振興を実施してまいりたいと存じます。

3点目のドローンを活用した観光や業務の効率化についてのご質問にお答えいたします。昨今の情報通信技術の進化により、これを種々の地域活動等の活性化や課題解決に活用する自治体が増えてきております。当町におきましては、昨年度策定しました第9次森町総合計画の中で、基本の柱の一つとして活力・情報発信を新たに位置付け、その推進に努めるべく関連する各種事業の検討、構築に努めているところでございます。

行政需要の拡大や高度化・多様化する町民ニーズに応えるため、時代の進歩に対応したICTを利活用することは、まちづくりや地方創生の推進という観点からも必要なことと考えています。

その中でも、議員ご指摘のとおり、ドローンにつきましては、近年注目を集めており、まさに進化を遂げ続けている無人航空機でございます。活用方法としては、観光映像や災害時の状況確認、測量や老朽化した建造物の点検など、様々な分野において活用することが期待できるものと考えられております。

具体的に申し上げますと、最初に観光面につきましては、高画質のカメラでの空撮による観光PR動画を作成することで、例えば、町の魅力を町内外に広くPRできると同時に、特産品の販売促進や地場産業の振興にもつなげていくことができるものと考えております。

また、災害面においては、道路寸断や通信の断絶が起きた場合、被災状況の調査や救助活動に必要な情報収集に対しての利用が有効であると考えております。その他、中山間地域を抱える当町にとって、日常生活品などの宅配サービス等への利活用も考えられます。

しかしながら、実際の活用となると、航空法による規制や安全対策、プライバシーの問題など、自治体に求められる課題があることも現状であります。

したがって、今後は、役場内の横断的な連携体制の整備や、

民間事業所による職員への説明会の開催などを通じて、ドローンの基礎的知識の習得に努めると同時に、課題やニーズの検証もしながら、導入に向けて前向きに検討していきたいと考えております。あわせて、先進自治体の導入状況なども調査研究する中で、町として有効活用を図るための行動指針も含めて検討していきたいと考えております。

また、導入することが仮に決定した場合、操作方法など専門的な分野につきましては、行政のみで十分に対応することができないことも想定されるため、専門業者による講習も含めた委託等も視野に入れていきたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議長 (山本俊康君) しばらく休憩をいたします。

(午後2時08分～午後2時20分 休憩)

議長 (山本俊康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、岡戸章夫君。

1番議員 (岡戸章夫君) 再質問させていただきます。3つの質問に対して非常にご丁寧に回答いただきました。それにつきまして一つずつ再質問させていただきます。

最初に教育長より、今やっている現行の授業の中で少しずつ遠州の小京都というようなお話も織り交ぜていきたいというお話をいただきました。少し私も勘ぐったところでお話させていただくと、先ほども午前中の答弁で先生方も非常に忙しいねというような話がありましたけれども、そういったところで、やはり新たに授業と申しますか、そういったカリキュラムに遠州の小京都というのを取り上げると、先生の負担も高いのではと、そういったところからの回答も含んでいるのではないかなと思ったりもします。

そういったところを勘案しますと、先生に全てお願いするという事だけではなくてですね、例えば産業課長さん、社会教育課長さん、企画財政課長さんとか、そういったところから出向いて、もっと言えば町長自ら出向いて行って、出張講座みたいなかたちで生徒

さんの前で、お話をしてあげられる機会がありましたら、話をする方もちょっと勉強になりますし、それを受ける子どもたちもいつもと違い、先生とはまた違って、いろいろな方がお話に来てくださるということで、ちょっと楽しみながら学べるじゃないかなと思います。そういったかたちで負担のないように、かつ楽しくみんながそれによって学べるというような、そういうようなお考えについては、教育長いかがでしょうか。

それから2問目です。私が質問するまでもなく、既にいろいろなネットワーク、連携を取って既に動いておられているという回答がありました。大変心強く思います。この質問の中にも、私が思ったのは、連携するということは人と人とのつながりでもあります。連携することによって、人脈がまた広がり、そこからまた新たな機会が生まれる、そういったのも含まれているんじゃないかと思います。

年頭によく賀詞交換会とか開かれる機会があると思いますけども、そういったところだけではなくて、人脈を広げるために、連携を広げるために、そういった近隣の方、またいろいろな業界の方と、積極的に交流をする場とか、そういったものを設けてはいかがかなと思うんですけど、その辺について質問させていただきます。

それと3番目、ドローンについてですけども、これも非常に前向きな回答をいただきましてうれしく思います。ただ一つだけ気になるのは、今回こうして自分が質問させていただいておりますけれども、本来であればこういうのが、こういう話が、企画が既に庁内で、役場の中で打ち上げられていて、それでもう既に推進しているくらいのものでなければいけないのじゃないのかなと自分は思います。

そういったところを見ますと、役場の中で新しいこういった技術とか、新しい制度とか、新しい取り組みに対して積極的に職員の方から打ち上げがあるというような風土と言いますか、そういうことが打ち上げられる環境といますか、そういったものが今現在ありますでしょうか。

町長もなられて1年以上経ちましたので、そこら辺を町長はどう



庁内の雰囲気といいますか、感じておられますでしょうか。そして、それに対してどう今後向き合っていこうかとお考えでしょうか。それぞれ3つについて、質問させていただきます。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 教育長。

教育長 ( 比奈地敏彦 君 ) 再質問にお答えさせていただきます。まずもって学校現場の忙しさというところに、ご理解をいただいているということは、本当に有り難く思います。

そういう中でございますけども、岡戸議員のご質問に一つ答えられる取り組みとしては、忙しい中ですが学校によっては、ある小学校ですが、夏休みに1日、日をとって、本当に町内外ですね、来ている職員が森町のことについて学ぼうという研修をさせていただいております。ですので、そういう中においては、森町の文化、歴史、小京都のあり方等についてですけども、短時間ですけどもそういう学習をしている学校もあるということについても、ご理解をしていただきたいし、私としてもそういう部分についても、無理のない範囲で職員研修が成り立てば、またこれからも支援していきたいと思っております。

また、教育活動、その場にそれぞれ各課と、いろいろな協力を得てもっと広げていったらどうだろうと、そういう部分についても大変有り難い提案でございますけども、先ほど言いましたように、教育活動というのは全て計画で動いております。ですので、良いことについても、じゃ明日行くね、この時間行くね、こうやってやるね、と言ってもやはり組まれている行事が、というか予定が元々組まれておりますので、そういうところで日程調整が事前にきちっと取れたり、計画的に一回やって終わりというような会議にならないようにするためにも、やっぱり事前の計画を練って進めていけたらと思っておりますので、今言ったような視点については、私の頭に置かせていただいて、こんな提案があったよということも、校長さん方に働きかけていきたいと思っております。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長

（ 太田康雄 君 ）再質問にお答えさせていただきます。1点目につきましては、教育委員長への質問ということで教育長から答弁をいたしました。出前講座等町長も出かけて行ってやったらどうだというお話もございましたので、私の立場として、一言加えさせていただきますとすれば、もちろんそういう機会が、学校教育現場の中で設けられて、要請があれば喜んで伺いたいと思っております。

2つ目の積極的に交流する場をもったらどうかということでございます。確かにいろいろな連携の中で人脈ができ、そしてそれがまた新たな事業につながっていくということはあるかと思えます。森町が主体となって、そういう場を設けるということについても、検討はしておりますが、まだまだ私の構想の中にある段階でございます。

森町が主催をするものではなくて、他の団体等が主催をしているものについて、町長として出席をして、その場で出席された方と交流する、人脈を作るという点においては、例えば地域情勢懇話会というものがございます。これは磐田商工会議所が中心となって、磐田・袋井・森町の3つの商工会議所、商工会、行政それから金融機関（金融機関は磐田信用金庫ということですが）が主体となって、この3つの市町の経済人等あるいは教育関係の静岡産業大、静岡理工科大の学長、教授等を交えて会を持つということが、月一回くらいのペースで行われております。

私が毎回出席をしているわけではありませんが、例えば川勝県知事が講師として来られる、あるいはスズキの鈴木修会長が講師として来られる、ヤマハ発動機の柳社長が来られる、浜松ホトニクスの中嶋社長が来られるというようなときには、私も出席をさせていただいて、新たな人脈の構築等に努めております。

そういったこともありますし、遠州の小京都ということを考えてまいりますと、過去の歴史をひも解いた上での人脈というものも、一つで大きな要素があるかと思えます。例えば小田原との交流を今始めたところでございますが、これは飯田の山名神社の天王祭の舞

楽の関係で、小田原で会社を経営されている外郎さんと森町との交流ができたことから、発展をして今は両商工会議所、商工会への連携へと結びつけていきたいと考えております。

そのような点、あるいは出雲大社との関係等においても、森町との縁がありまして、そのようなところからも歴史をひも解きながら新たな人脈を構築するという方面でも、これから開拓していきたいと思っております。

また1問目で教育現場において、もう少し子どもたちに遠州の小京都について、教える機会があったらどうかということでございませけれども、教育現場に限らずいろいろなところにおいて、私も遠州の小京都森町ということ、例えばある会合のご挨拶の中で申し上げさせていただいたり、なるべくいろいろなところで森町の形容詞として遠州の小京都森町というように、できるだけ遠州の小京都という言葉が発していきたいと思っております。

3点目のドローンの取り組みについてのご質問でありましたが、本来ならば既にこういった新技術について、職員の中から取り組みが始まってもいいのではないかと、職員からのこういった新しい取り組みがどうかというご質問でございます。

教育、先生方の職場の環境について、過重な労働環境ではないかという質問が本日もなされておりますが、役場の職員も限られた人数の中で、業務自体はどんどん拡大していくという状況で、大変日々の業務に追われている面があると私は感じております。そのような中でなかなか積極的に新たな取り組みを、自らの今ある任せられている職務以上に手を広げていくということはなかなか難しいことかとは思いますが、そのような中にありまして、これも先ほどの質問にありましたように、職員提案を行えば多くの案、新たな考え、アイデアが寄せられておりますし、職員は常にそういったものに取り組みたいという思いは持っていると感じております。

ただ具体的にどういうものが出てきているかという、なかなか実際に事業に結びついたり、政策に結びついているものはいまだ少

ないわけではありますが、そのような中において、森女HAPPYプロジェクトという若手女性職員がチームを組んで活動しておりますが、その森女HAPPYプロジェクトの中からの提案で、今年度3つほど新たな事業に取り組もうと今準備をしているところであります。それは人口増、移住定住を促進するという側面から、森町としてオリジナルの婚姻届を作ろうということと、それから婚姻届を届け出たときの記念品、あるいはこの森女HAPPYプロジェクトが活動するときに着用するPRするためのイベントブルゾンの作成と、こういったことも森女HAPPYプロジェクトの活動の中から提案をされ、今事業に結びついて進められようとしております。

こういった活動を支援していく、挙げられてきた提案を事業に結びつけていくということで、職員のやる気を喚起していきたいと思えますし、こうして森女HAPPYプロジェクトということで、若手女性職員が注目を浴びている中で、若手男性職員の中からも自分たちも何かやりたいという声もちらほらと聞こえておりますので、そういった思いを大切に、これから育てていきたいなど、そのように思っております。

議長  
1 番議員

( 山本俊康君 ) 1 番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫君 ) ご回答ありがとうございました。教育長からのご回答うけたまわりました。それから2番目の人脈に関する内容も了解賜りました。それから3番目のドローンについて、それからそれに関して役場の様子などもよく理解させていただきました。今後の若手といたしますか、皆さんのそういった新たな提案とか活動に期待いたしたいと思えます。

そこで、最後にもう1つだけ質問させてください。またドローンの話に戻りますけれども、なかなか今お話ありましたように、庁内で(役場の中で)いろいろそういった企画をしたり、考えたり、また外部に委託したりするというのも大変だろうかと思います。このドローンについて、もし機会をいただけるのであれば、私たちの仲間、一度ドローンのデモンストレーションをやらせていただいて、

百聞は一見にしかずで、こういうもんだなと実際に見ていただいたり、質問していただいたりして、それを見て今後これは使えるのかなとか、これはまだ早いなとか、いろいろな判断材料にさせていただければと思いますので、機会があればそういったデモンストレーションをやらせていただくことは可能でしょうか。

議 長 ( 山本俊康 君 ) 町長、太田康雄君。

町 長 ( 太田康雄 君 ) ドローンにつきましては、これまでの答弁でも申し上げておりますように、町としても非常に有効活用できる機器であるというふうに認識しておりますので、今後そのような機会が得られれば、どういったかたちで、どういった時期に、どういった参加者でやるかということは今後詰めるにしても、是非実施をさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長 ( 山本俊康 君 ) これで一般質問を終わります。

日程第7、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思えます。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長 ( 山本俊康 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第8、第一常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご

異議ありませんか。

議長

( 「異議なし」と言う者多数 )

( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第9、第二常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

議長

( 「異議なし」と言う者多数 )

( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

議長

( 「異議なし」と言う者多数 )

( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩をいたします。

( 午後 2 時 4 1 分 ~ 午後 2 時 4 3 分 休憩 )

議長 ( 山本俊康君 ) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第38号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思いをます。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長 ( 山本俊康君 ) 「異議なし」と認めます。

議案第38号を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第38号「平成29年度一般会計補正予算(第3号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職員朗読 )

議長 ( 山本俊康君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 ( 太田康雄君 ) ただいま上程されました、議案第38号「平成29年度森町一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、6月21日の梅雨前線を伴う低気圧の影響で、猛烈な豪雨となったことにより、町内各地で発生した災害に対応するための経費を計上するものでございまして、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12,420千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,019,195千円とするものであります。

それでは、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。なお、事業箇所については参考資料の対応箇所一覧表をご覧ください。

7・8ページ、9款1項5目、災害対策費400千円につきましては、崩壊土砂により住宅に被害を受けたお宅への、住家災害復旧事業費補助金1件分と、今後本格的に迎える雨期への備えとして1件分、併せて2件分の補助金でございます。

11款1項2目、林道災害復旧費1,700千円につきましては、林道路肩等の補修2路線と、崩土除去3路線に係る修繕費、及び重機借り上げ料でございます。

3目、治山施設災害復旧費1,700千円につきましては、既設治山施設からの土砂流出に伴う、浚渫等4箇所に係る重機借り上げ料でございます。

2項1目、公共土木施設災害復旧費8,620千円のうち、手数料4,500千円につきましては、町道等の崩土除去、倒木処理、及び浚渫等の手数料でございます。

また、委託料4,120千円につきましては、準用河川大洞院川の護岸が部分的に欠壊したため、復旧対応のための測量設計業務委託料でございます。なお、当大洞院川の災害復旧につきましては、国庫負担金を受けて行う公共災害復旧事業として、災害査定申請をしていく予定であります。

次に5・6ページの歳入でございますが、財源は全て繰越金で対応することとし、19款1項1目、繰越金12,420千円を計上させていただきます。

以上が「平成29年度森町一般会計補正予算（第3号）」の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（山本俊康君）これから、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（山本俊康君）「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）



議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 「 討 論 な し 」 と 認 め ま す 。  
こ れ か ら 議 案 第 38 号 を 採 決 し ま す 。  
本 案 は 、 原 案 の と お り 決 定 す る こ と に 賛 成 の 方 は 、 起 立 願 い ま す 。  
( 起 立 全 員 )

議 長 ( 山 本 俊 康 君 ) 起 立 全 員 で す 。  
し た が っ て 、 議 案 第 38 号 「 平 成 29 年 度 森 町 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 3 号 ) 」 は 、 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た 。  
以 上 で 、 本 日 の 日 程 は 全 部 終 了 し ま し た 。  
会 議 を 閉 じ ま す 。  
平 成 29 年 6 月 森 町 議 会 定 例 会 を 閉 会 し ま す 。

( 午 後 2 時 5 0 分 閉 会 )

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成29年6月27日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上